

東三河南部医療圏保健医療計画

は じ め に

昭和 60 年の医療法の一部改正により各都道府県に医療計画の作成が義務づけられ、愛知県は昭和 62 年に「愛知県地域保健医療計画」を作成しました。東三河南部医療圏保健医療計画はその医療圏計画として、平成 4 年 8 月に策定され、その後平成 9 年・平成 13 年・平成 18 年に見直しを行い、さらに平成 18 年 6 月の医療制度改革関連で医療法が改正され「患者や住民にとって分かりやすい、地域の医療機能に応じた医療連携体制を構築」「県民に対して良質かつ適切な医療の確保」を図るために、平成 20 年 3 月に 4 疾病 5 事業を中心とする医療連携体制等を追加記載した見直しを行いました。しかしながら、この見直しでは追加記載した部分以外については平成 23 年 3 月までの計画となっていました。このため、今回は県計画の見直しに合わせて全面的に見直すものです。計画の期間は平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間で、当医療圏では今回の見直しで圏域での連携が課題となっている精神保健医療福祉対策を新たに記載することにしました。

近年、病院では勤務医の不足等により診療制限を余儀なくされるなどの事態が生じています。そのことは近隣の医療機関の負担増につながりさらに地域医療体制の崩壊につながることも危惧されます。今後、ますます少子高齢化が進み医療への依存が高くなると考えられる中、いかに地域の実情に応じた保健医療福祉サービスが提供できるかを各市・医師会・歯科医師会・薬剤師会・医療機関等の関係者の連携を図りながら計画を推進していきます。

第1節 地勢

当医療圏は、県の東南部に位置し、背後を赤石山系と本宮山系に囲まれた三河湾に面する扇形地域と渥美半島からなる総面積 667.6 ㎢（県土の約 12.9%）、4 市からなる圏域です。

この圏域は豊かな自然と温暖な気候に恵まれており、花き・野菜等を中心とする全国有数の農業地帯であるとともに三河湾に面した臨海部は、県内有数の工場適地を有し、国際貿易港である「三河港」より主に機械類及び自動車を海外へ輸出しています。また、日本 3 大稲荷に数えられる豊川稲荷や三河湾国定公園・渥美半島県立自然公園、三谷・蒲郡温泉などがあり、東海地方有数の観光拠点となっています。

第2節 交通

道路、鉄道では、東名高速道路や国道 1 号線、J R 東海道本線・東海道新幹線など主要な国土幹線が東西に横断し、その他、これを補う形で 23 号線、42 号線、151 号線、259 号線、362 号線などの国道や名鉄名古屋本線、J R 飯田線、豊橋鉄道渥美線などが走り、圏域の交通環境はかなり整備されています。また、海上航路でも、重要港湾である三河湾を有するなど優れた位置条件にあります。今後、整備が進められる第二東名高速道路、23 号バイパス、三遠南信自動車道や三河湾環状道路構想などにより、さらに圏域の広域的な位置条件は向上していくものと考えられます。

第3節 人口及び人口動態

1 人口

当医療圏の人口は平成 22 年 10 月 1 日現在 705,717 人で、男女別構成比では、男 50.2%（353,990 人）女 49.8%（351,727 人）と、県と同様に若干男性人口が上回っています。

また、昭和 60 年以降の当医療圏の人口推移は各市ごとの増減はありますが、昭和 60 年を 100 とした指数でみると当医療圏平均は 111.2 で、県の指数をやや下回っています。（表 1-3-1）

表 1-3-1 医療圏の人口の推移（各年 10 月 1 日現在）

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	指 数
豊 橋 市	322,142	337,982	352,982	363,502	372,479	375,322	116.5
豊 川 市	162,922	168,796	172,509	176,698	181,444	182,295	111.9
蒲 郡 市	85,580	84,819	83,730	82,876	82,108	81,748	95.5
田 原 市	63,769	64,978	65,243	65,534	66,390	66,352	104.1
医 療 圏 計	634,413	656,575	674,464	689,196	702,421	705,717	111.2
県	6,455,172	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,416,873	114.9

資料：平成 17 年までは総務省の国勢調査結果

注 1：指数は、昭和 60 年を 100 とする。

注 2：平成 22 年は「あいちの人口」（愛知県県民生活部）の 10 月 1 日現在

2 人口構成

当医療圏の人口構成を年齢 3 区分でみると、平成 22 年 10 月 1 日現在で、0 歳から 14 歳の年少人口は 103,474 人（構成割合 14.7%）、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 451,370 人（構成割合 64.0%）、65 歳以上の老年人口は 149,634 人（構成割合 21.2%）となっており、県と比較してみると、年少人口の構成割合が 0.2 ポイント、老年人口の構成割合が 1.0 ポイントそれぞれ高くなっています。

また、当医療圏の年少人口の割合は昭和 60 年の 22.8%から平成 22 年には 14.7%と大幅に低下している一方で、老年人口の割合は昭和 60 年の 10.0%から平成 22 年には 21.2%と増大しており、当医療圏においても急速な少子高齢化の進行がみられます。（表 1-3-2）

表 1-3-2 医療圏の人口構成

(各年 10 月 1 日現在)

		人 口 (人)				構 成 割 合 (%)		
		総 数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
	昭和 60 年	634,413	144,728	425,951	63,726	22.8	67.1	10.0
	平成 2 年	656,575	126,466	454,465	75,203	19.3	69.2	11.5
	平成 7 年	674,464	116,186	466,194	91,929	17.2	69.1	13.6
	平成 12 年	689,196	110,446	468,190	109,803	16.0	68.0	15.9
	平成 17 年	702,421	106,177	466,391	128,614	15.1	66.4	18.3
平成 22 年	豊 橋 市	375,322	56,125	241,468	76,784	15.0	64.3	20.5
	豊 川 市	182,295	27,559	116,154	38,540	15.1	63.7	21.1
	蒲 郡 市	81,748	10,877	50,813	20,050	13.3	62.2	24.5
	田 原 市	66,352	8,913	42,935	14,260	13.4	64.7	21.5
	医療圏計	705,717	103,474	451,370	149,634	14.7	64.0	21.2
平成 22 年愛知県		7,416,873	1,073,659	4,810,098	1,497,564	14.5	64.9	20.2

資料：平成 17 年までは総務省の国勢調査結果

注 1：年齢不詳者があるため、各区分の人口及び構成割合の合計は、総数又は 100 と不一致

注 2：平成 22 年は「あいちの人口」（愛知県県民生活部）の 10 月 1 日現在

3 出 生

当医療圏の平成 21 年の出生数は、6,457 人で、出生率は、人口千人対比で 9.1 となっています。出生率は、県と比較して若干低く推移しています。（表 1-3-3）

表 1-3-3 医療圏の出生の推移

	医 療 圏		県	
	出生数 (人)	出生率	出生数 (人)	出生率
昭和 60 年	8,113	12.8	80,186	12.5
平成 2 年	7,045	10.7	70,942	10.7
平成 7 年	7,146	10.6	71,899	10.6
平成 12 年	7,058	10.2	74,736	10.8
平成 17 年	6,120	8.7	67,110	9.4
平成 21 年	6,457	9.1	69,768	9.7

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注 1：出生率は、人口千人対

4 死 亡

当医療圏の平成 21 年の死亡数は、5,670 人で、死亡率は人口千人対比で 8.0 となっています。死亡率は、県と比較して若干高め、傾向としては、増加傾向にあります。死亡率は年々高くなっていますが、年齢調整死亡率は低下しており、高齢化の影響がみられます。

(表 1-3-4)

また、平成 21 年の主たる死亡要因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の 3 疾患で全体の 52.5%を占めています。（表 1-3-5）

表 1-3-4 医療圏の死亡の推移

	医 療 圏			県		
	死亡数	死亡率	年齢調整 死亡率	死亡数	死亡率	年齢調整 死亡率
昭 和 60 年	3,705	5.8	5.9	33,357	5.2	6.2
平 成 2 年	4,113	6.3	5.5	37,435	5.7	5.7
平 成 7 年	4,595	6.8	5.0	42,944	6.3	5.3
平 成 12 年	4,928	7.2	4.5	45,810	6.6	4.7
平 成 17 年	5,644	8.0	4.3	52,536	7.4	4.4
平 成 21 年	5,670	8.0	3.6	55,189	7.6	3.7

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注 1：死亡率は、人口千人対

注 2：年齢調整死亡率は、年齢構成が著しく異なる人口集団間での死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる率。「昭和 60 年モデル人口」を基準人口とする。

表 1-3-5 医療圏の主要死因別死亡の推移

死亡 順位	医 療 圏						県
	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年	平成 21 年
1	悪性新生物 926 (146)	悪性新生物 1,057 (161)	悪性新生物 1,256 (186)	悪性新生物 1,413 (205)	悪性新生物 1,422 (202)	悪性新生物 1,635 (231)	悪性新生物 16,888 (234)
2	心 疾 患 675 (106)	心 疾 患 924 (141)	脳血管疾患 711 (105)	心 疾 患 771 (112)	心 疾 患 840 (120)	心 疾 患 725 (102)	心 疾 患 8,047 (111)
3	脳血管疾患 665 (105)	脳血管疾患 575 (88)	心 疾 患 710 (105)	脳血管疾患 681 (99)	脳血管疾患 740 (105)	脳血管疾患 614 (87)	脳血管疾患 5,548 (77)
4	肺 炎 219 (35)	肺 炎 321 (49)	肺 炎 404 (60)	肺 炎 415 (60)	肺 炎 523 (74)	肺 炎 527 (74)	肺 炎 5,040 (70)
5	不慮の事故 139 (22)	不慮の事故 185 (28)	不慮の事故 220 (33)	不慮の事故 287 (42)	不慮の事故 241 (34)	老 衰 243 (34)	老 衰 2,063 (29)
6	老 衰 138 (22)	老 衰 149 (23)	老 衰 150 (22)	自 殺 135 (20)	老 衰 196 (28)	不慮の事故 196 (28)	不慮の事故 1,913 (26)
7	自 殺 97 (15)	自 殺 85 (13)	腎 不 全 110 (16)	老 衰 134 (19)	自 殺 151 (21)	自 殺 135 (19)	自 殺 1,512 (21)
8	肝 疾 患 78 (12)	肝 疾 患 85 (13)	自 殺 98 (15)	腎 不 全 94 (14)	腎 不 全 98 (14)	腎 不 全 119 (17)	腎 不 全 989 (14)
9	腎 不 全 73 (12)	腎 不 全 84 (13)	肝 疾 患 80 (12)	肝 疾 患 76 (11)	肝 疾 患 78 (11)	糖 尿 病 79 (11)	大動脈瘤及び解離 744 (10)
10	糖 尿 病 45 (7)	糖 尿 病 50 (8)	糖 尿 病 76 (11)	糖 尿 病 69 (10)	糖 尿 病 67 (10)	肝 疾 患 73 (10)	肝 疾 患 720 (10)
死亡 総数	3,705 (584)	4,113 (626)	4,595 (681)	4,928 (715)	5,644 (804)	5,670 (800)	55,189 (764)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注：（ ）は、死亡率（人口 10 万人対）

第4節 保健・医療・福祉施設

当医療圏には、豊川保健所（蒲郡保健分室及び田原保健分室）、中核市である豊橋市の豊橋市保健所の2保健所（2保健分室）が設置されています。これ以外の主な保健・医療・福祉施設では、保健センター8施設、病院37施設、一般診療所449施設、歯科診療所335施設、助産所12施設、薬局311施設、療養病床を有する病院21施設、介護療養型医療施設10施設、介護老人保健施設14施設、介護老人福祉施設20施設が設置されています。（表1-4-1、図1-4-①）

表1-4-1 医療圏の主な保健・医療・福祉施設

	保 健 所	市 町 村 保 健 セ ン タ ー 等	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助 産 所	薬 局	療 養 病 床 を 有 す る 病 院	介 護 療 養 型 医 療 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 老 人 福 祉 施 設
豊 橋 市	1	1	22	250	185	8	158	9	5	7	8
豊 川 市	1	4	11	105	77	3	81	10	4	3	7
蒲 郡 市	(1)	1	3	57	43	-	52	2	1	2	3
田 原 市	(1)	2	1	37	29	1	20	-	-	2	2
医 療 圏 計	2(2)	8	37	449	335	12	311	21	10	14	20
県	31(14)	57	329	5,119	3,666	157	2,928	155	65	167	216

資料：豊川保健所調査

：愛知県健康福祉部（高齢福祉課）平成22年9月30日現在

：病院名簿（愛知県健康福祉部）平成22年10月1日現在

注1：保健所の欄の(数字)は外数で、保健分室を示す。

注2：市町村保健センター等には、類似施設を含む。

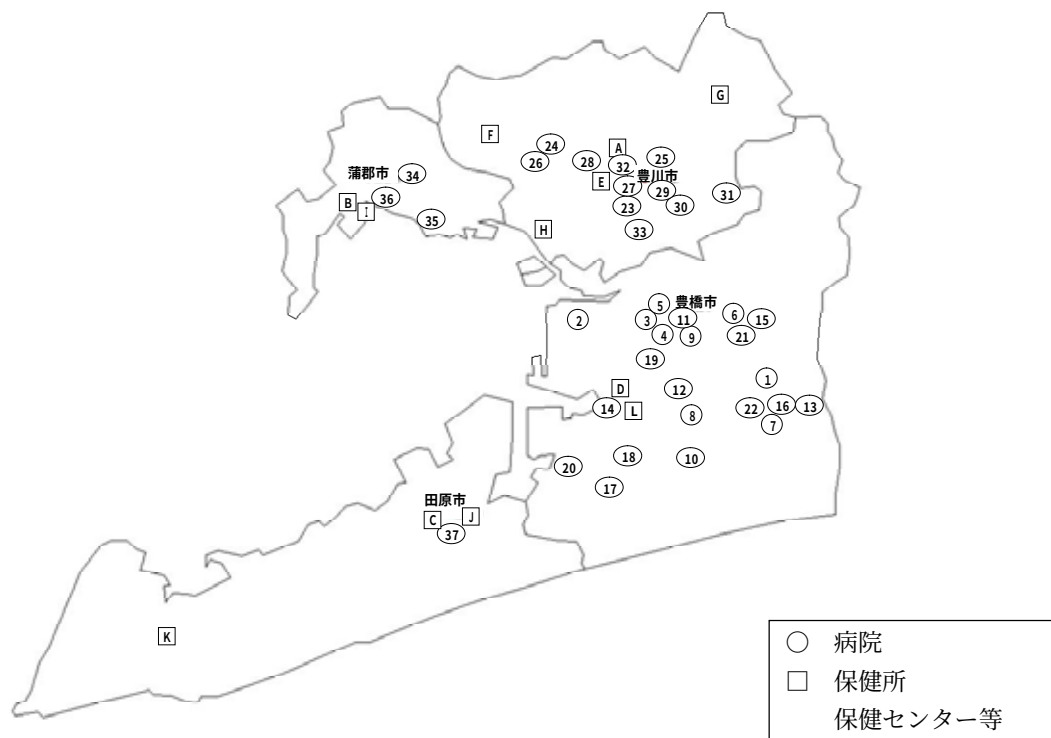
注3：県の市町村保健センター等は、類似施設を含めて設置している市町村数

注4：一般診療所は保健所及び市町村保健センター等を含む。

図 1-4-①

医療圏内の主な保健・医療施設

[平成 22 年 10 月 1 日現在]



【病 院】		【保健所】
豊 橋 市	豊 川 市	A 豊川保健所
1 (国)豊橋医療センター	23 豊川市民病院	B 豊川保健所蒲郡保健分室
2 豊橋市民病院	24 国府病院	C 豊川保健所田原保健分室
3 成田記念病院	25 後藤病院	D 豊橋市保健所・保健センター
4 豊橋整形外科江崎病院	26 可知病院	
5 佐野病院	27 樋口病院	
6 光生会病院	28 磯病院	【保健センター等】
7 二川病院	29 宮地病院	E 豊川市保健センター
8 松崎病院	30 豊川青山病院	F 豊川市音羽福祉保健センター
9 保生会病院	31 共立荻野病院	G 豊川市健康福祉センター
10 福祉村病院	32 タチバナ病院	H 豊川市御津福祉保健センター
11 長屋病院	33 総合青山病院	I 蒲郡市保健センター
12 弥生病院		J 田原市田原福祉センター
13 島病院	蒲 郡 市	K 田原市渥美福祉センター
14 豊橋ハートセンター	34 蒲郡市民病院	L こども発達センター
15 光生会赤岩病院	35 蒲郡深志病院	
16 木戸病院	36 蒲郡厚生館病院	
17 可知病院		
18 豊橋元町病院	田 原 市	
19 第二成田記念病院	37 厚生連渥美病院	
20 なかにし病院		
21 豊生病院		
22 岩屋病院		

第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

第1節 がん対策

【基本計画】

- がん検診の受診率、精密検査受診率を上げ、がんの早期発見に努めます。
- がん治療に関する病院の情報提供に努め、良質な医療の提供ができるように、地域におけるがん診療の連携を推進します。
- 地域における緩和ケアの体制整備を図っていきます。

【現状と課題】

現 状	課 題
1 がんの患者数等 ○ 各市が実施した検診状況は表2-1-1・表2-1-2のとおりです。 ○ がんによる死亡者数は増加しており、総死亡数の約3分の1を占めています。 (表2-1-3) (表1-3-5) ○ がんの標準化死亡比は、子宮がんは県、国より高く、大腸がんは男女とも全国より高くなっています。(表2-1-4) ○ 愛知県が実施しているがん登録事業によると、当医療圏の平成18年の各部位の罹患状況は、男性で、胃、肺、大腸、前立腺がんの順になっており、女性は、大腸、乳房、結腸、胃、の順になっています。	○ 未受診者に対し受診勧奨に努める必要があります。 ○ 効果的ながん検診が実施されるよう、十分な精度管理をしていく必要があります。
2 医療提供体制 ○ 平成21年度患者一日実態調査によると、当医療圏内の病院において平成21年6月30日現在、悪性腫瘍の手術を受けた患者は714人(20施設)です。 ○ 平成21年度の1年間に5大がん(胃、大腸、乳腺、肺、子宮)の手術を延10件以上実施した当圏域内の病院数は表2-1-5のとおりです。 ○ 豊橋市民病院、豊川市民病院にはがん相談支援センターが設置され、患者や家族の相談窓口になっています。 ○ 退院したほとんどの患者が退院後も治療を受けた病院に通院しています。 (表2-1-6) ○ 平成21年度医療実態調査によると、がんに関する地域連携クリティカルパスを導入しているのは豊橋市民病院のみです。	○ 地域連携クリティカルパスの整備を進める必要があります。

3 緩和ケア等

- 当医療圏に平成 22 年 10 月 1 日現在、緩和ケア病床をもつ病院は（国）豊橋医療センターの 1 か所 24 病床です。
- 医療用麻薬によるがん疼痛治療を実施している病院は 18 箇所、緩和的放射線療法を実施している病院は 3 箇所、がんに伴う精神症状のケアを実施している病院は 7 箇所です。（愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査））

4 地域がん診療連携拠点病院等

- 地域の医療機関との診療連携を推進し患者等に対する相談支援機能を強化するために、地域がん診療連携拠点病院に豊橋市民病院が指定されています。
都道府県がん診療連携拠点病院となっている愛知県がんセンター中央病院と、地域がん診療連携拠点病院の連携を図っています。
また、当医療圏にはありませんが厚生労働大臣が指定する病院以外で国の指定要件を満たす病院を愛知県がん診療拠点病院として愛知県が独自で指定しています。

5 医療関係者の教育、研修

- 各地区医師会においては医療関係者向けの研修会や学術講演会等が行われています。
- 当医療圏内の中核的病院を中心に、診療所医師との症例検討会が開催されています。

6 がん予防対策

- 各市の健康づくり計画に基づき、がんの予防とがん検診受診率向上の推進に取り組んでいますが、受診率はまだまだ低い状況です。（表 2-1-1）
- 各市では小中学校に出向き、受動喫煙、食生活に関する健康教育を行っています。
- 保健所は喫煙に関して禁煙施設や分煙施設の認定など環境整備を図っています。（表 2-1-7）
- 保健所は悪性新生物患者（がん）登録事業として、がん患者の罹患、転帰その他の状況を医療機関から情報収集しています。

- がん患者やその家族の身体的、精神的、社会的苦痛を軽減させる緩和ケア対策を推進し、関係者の連携に努める必要があります。

- 質の高いがん医療を提供するため、地域がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携をさらに推進する必要があります。

- がん治療に関する情報を共有することにより、医療の質の向上を図る必要があります。

- 「愛知県がん対策推進計画」のがん検診受診率 50%以上の目標達成に向け、県民に受診を勧奨する必要があります。

- 若年者に対する正しい生活習慣に関する啓発指導の機会を増やす必要があります。

- 医療機関、教育機関等の受動喫煙防止対策を推進する必要があります。

- 悪性新生物患者（がん）登録事業の推進を図る必要があります。

【今後の方策】

- がんの発症と生活習慣の関連や検診の必要性を地域住民に周知していきます。
- 質の高いがん医療を提供するため、地域がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携をより推進していきます。
- 医療機関、薬局、訪問看護ステーションの連携に努め、在宅緩和ケアを推進します。

表 2-1-1 がん検診受診率の推移 (%)

	年度	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	医療圏	県
胃がん	19	26.4	18.5	14.7	24.6	22.2	16.9
	20	26.8	14.4	10.8	24.8	20.2	14.6
	21	24.9	14.5	9.2	24.7	19.2	16.0
大腸がん	19	19.0	19.2	18.3	33.1	21.4	26.0
	20	18.7	14.7	13.0	22.4	17.6	21.1
	21	17.8	15.5	10.5	23.8	16.9	23.4
肺がん	19	35.6	33.2	21.4	53.0	34.9	34.1
	20	34.1	25.0	13.7	51.3	29.8	25.4
	21	32.9	26.3	11.1	52.2	30.1	28.2
乳がん	19	16.5	12.7	5.1	36.8	16.2	13.8
	20	16.6	16.0	6.0	29.6	16.4	14.0
	21	19.3	22.3	9.7	4.3	8.4	18.5
子宮がん	19	33.4	12.8	7.9	27.4	22.9	22.4
	20	32.0	16.0	6.4	27.1	22.7	21.7
	21	34.8	19.2	9.1	29.2	12.2	26.9

資料:地域保健・健康増進事業報告(厚生労働省)

注 :制度改正により平成16年度から乳がん検診と子宮がん検診の受診間隔が2年に1回となる。
隔年受診率: (当該年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数)÷当該年度の対象数

表 2-1-2 がん精密検査の受診率の推移 (%)

	年度	胃がん		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮がん	
		精検受診率	がん発見率	精検受診率	がん発見率	精検受診率	がん発見率	精検受診率	がん発見率	精検受診率	がん発見率
医療圏	19	88.5	0.15	76.5	0.20	82.2	0.04	95.3	0.45	83.8	0.07
	20	86.4	0.17	81.5	0.21	80.8	0.03	91.4	0.30	83.0	0.08
	21	86.7	0.17	79.7	1.00	73.3	0.02	78.2	0.36	78.7	0.09
県	21	79.0	0.19	69.2	0.23	76.5	0.05	81.8	0.29	59.2	0.06

資料:各がん検診の結果報告(愛知県健康福祉部)

表 2-1-3 悪性新生物による死亡者数

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
	実数（人）（率）	実数（人）（率）	実数（人）（率）	実数（人）（率）	実数（人）（率）
豊橋市	839 (225.2)	770 (205.8)	831 (220.9)	864 (228.5)	830 (220.1)
豊川市	391 (215.5)	409 (224.7)	398 (217.6)	438 (238.9)	435 (238.1)
蒲郡市	193 (235.1)	196 (238.9)	232 (282.3)	220 (267.2)	211 (256.8)
田原市	160 (241.0)	149 (224.1)	163 (244.3)	155 (232.2)	159 (238.8)
医療圏計	1,583 (225.4)	1,524 (216.3)	1,624 (229.4)	1,677 (236.0)	1,635 (230.8)
県	15,876 (223.5)	15,929 (223.2)	16,570 (231.0)	17,049 (236.7)	16,888 (233.9)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注：（ ）は死亡率（人口 10 万対）

表 2-1-4 がんの標準化死亡比（平成 16 年～平成 20 年の 5 年間）

		胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮がん
医 療 圏	男性	96.7	105.7	97.1	-	-
	女性	88.1	112.6	94.8	94.9	108.6
県	男性	107.1	106.7	108.9	-	-
	女性	109.3	112.6	104.9	98.0	104.0

資料：愛知県衛生研究所（愛知県健康福祉部）

表 2-1-5 がん手術を年間 10 件以上実施した病院の状況 (病院数)

胃がん	大腸がん	乳がん	肺がん	子宮がん
7	7	6	2	2

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

表 2-1-6 悪性新生物における退院後の状況 (人)

	退院後の状況							
	居宅不要	居宅自院	居宅他院	他院入院	他施設入所	死亡退院	不 明	総 数
総退院患者数 ^{注1)} 400人以上の病院 (5病院)	0	75	8	2	0	15	7	107
総退院患者数 ^{注2)} 400人未満の病院数 (14病院)	0	31	8	3	1	16	1	60

資料：平成 21 年度愛知県医療実態調査（愛知県健康福祉部）

注¹⁾：平成 21 年 9 月中の総患者退院数が 400 人以上の施設は 9 月 1 日～7 日までの調査期間注²⁾： 400 人未満の施設は 9 月 1 日～14 日までの調査期間

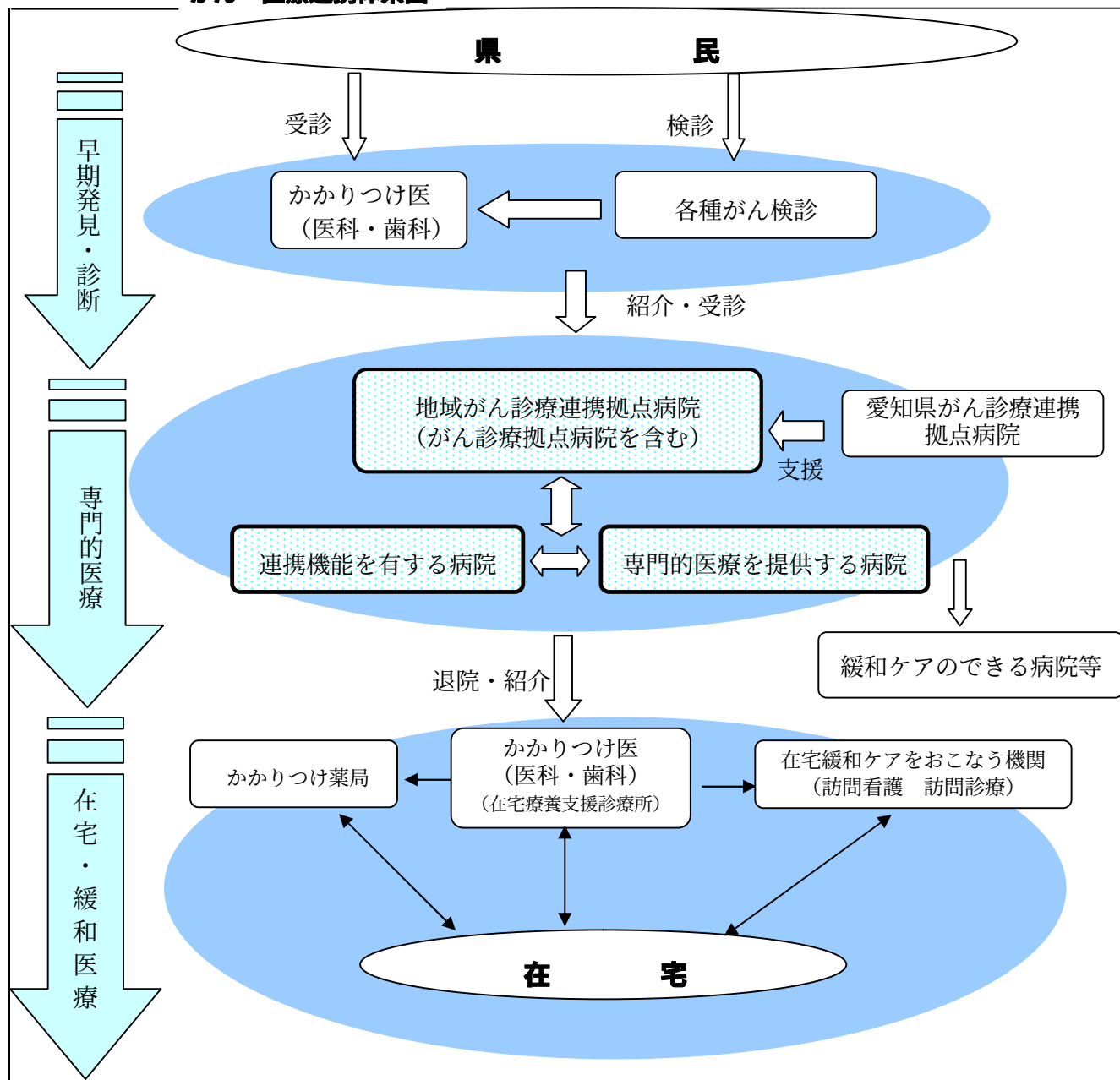
表 2-1-7 受動喫煙防止認定施設の状況

平成 22 年 10 月 1 日現在

市 名	教育 機関	保健医療・福祉施設					官 公 庁	そ の 他	計
		病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	そ の 他			
豊橋市	218	6	65	30	27	78	43	273	740
豊川市	35	6	40	42	45	70	8	92	338
蒲郡市	29	2	26	22	6	32	7	33	157
田原市	18	1	28	27	9	38	8	58	187
医療圏計	300	15	159	121	87	218	66	456	1,422

資料：タバコダメダス（愛知県）及び豊橋市保健所

がん 医療連携体系図



【解 説】

○ 専門的医療

- ・ 専門的な医療を行う医療機関の「連携機能を有する病院」では5大がん（胃、大腸、乳癌、肺、子宮）の手術を年間150件以上実施した病院です。「専門的医療を提供する病院」は年間10件以上実施した病院です。
- ・ 愛知県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院は質の高度ながん医療が受けられるように厚生労働大臣が指定した病院です。
- ・ がん診療拠点病院は、厚生労働大臣が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす病院を愛知県独自に指定した病院です。

○ 在宅・緩和医療

- ・ 在宅緩和ケアを行う機関では、必要に応じて在宅訪問診療・訪問看護を通じた緩和ケアが実施されます。
- ・ かかりつけ薬局は、医師の指示により服薬指導や麻薬の管理など在宅療養者を支援しています。

※ の具体的な医療機関名は別表に記載しております。

第2節 脳卒中对策

【基本計画】

- 発症後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図ります。
- 「健康日本 21 あいち計画」の目標達成に向け、生活習慣の改善を推進します。

【現状と課題】

現 状

1 脳血管疾患の患者数等

- 平成 20 年度から市町村が実施する基本健康診査に替わり、医療保険者が実施する特定健康診査が始まりました。
- 当医療圏の脳血管疾患の死亡数は、平成 17 年は 740 人(105.3)、平成 19 年 608 人(85.9)、平成 21 年 614 人(86.7)と推移しており、総死亡数の約 1 割を占めています。
(表 2-2-1) (表 1-3-5)
- 脳血管疾患の標準化死亡比は、男 107.3、女 115.1 で、県、全国と比較すると男女とも高くなっています。(表 2-2-2)
- 脳卒中患者の退院後の状況については表 2-2-3 のとおりです。

2 医療提供体制

- 平成 21 年度患者一日実態調査によると、当医療圏の医療機関において、平成 21 年 6 月 1 か月間に、頭蓋内腫瘍摘出術と頭蓋内血腫除去術を受けた患者は 21 人(9 施設)です。
- 平成 22 年 6 月現在、365 日 24 時間体制で脳卒中に対応できる高度救命救急医療機関は、2 病院です。
- 平成 22 年 10 月 1 日現在、脳神経外科を標榜している医療機関は 17 箇所、神経内科は 21 箇所です。
- 平成 22 年 10 月 1 日現在、県医師会が指定している、愛知県脳卒中救急医療システム参加医療機関は、6 箇所です。
- 平成 22 年 10 月 1 日現在、回復期リハビリテーション病床を有する病院は 4 箇所、228 床あり、身体機能の早期改善のため集中的なリハビリテーションを実施しています。
- 脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院は 23 箇所です。(愛知医療機能情報公表システム平成 22 年度調査)
- 平成 22 年 10 月 1 日現在、療養病床を有する病院は 21 箇所 2,815 床あり、脳卒中の維

課 題

- 「健康日本 21 あいち計画」の目標達成に向け生活習慣病の危険因子となる高血圧、高脂血症、肥満、喫煙等について改善を図る必要があります。
- 脳卒中の症状に応じて適切な医療機関へ早期に搬送できる体制を構築する必要があります。
- 脳卒中発症後の急性期医療とリハビリテーションを含めた診療体制の整備・充実を進めていく必要があります。

持期医療を担っています。

- 平成 22 年 10 月 1 日現在、24 時間体制で往診や訪問看護ができる在宅療養支援診療所は 34 箇所です。
- 平成 22 年 10 月 1 日現在、訪問看護ステーションは 20 箇所です。
- 脳血管疾患あるいはその危険因子を早期発見するための脳ドック検診を実施している医療機関があります。

3 医療連携体制

- 平成 21 年度医療実態調査によると、脳卒中地域連携クリティカルパスを導入している病院は 9 病院です。

- 地域連携クリティカルパスの整備を進める必要があります。
- 各機関が連携した、在宅療養の支援体制の整備が必要です。

【今後の方策】

- 発症後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図ります。
- 市や関係機関と連携して、「健康日本 21 あいち計画」のもとに生活習慣の改善のための普及啓発を行います。

表 2-2-1 脳血管疾患による死亡者数

	平成 17 年		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年	
	実数（人）	（率）	実数（人）	（率）	実数（人）	（率）	実数（人）	（率）	実数（人）	（率）
豊橋市	320	(85.9)	343	(91.7)	307	(81.6)	284	(75.1)	308	(81.7)
豊川市	204	(112.4)	176	(96.7)	166	(90.7)	184	(100.4)	161	(88.1)
蒲郡市	129	(157.1)	109	(132.9)	75	(91.3)	87	(105.7)	89	(108.3)
田原市	87	(131.0)	78	(117.3)	60	(89.9)	57	(85.4)	56	(84.1)
医療圏計	740	(105.3)	706	(100.2)	608	(85.9)	612	(86.1)	614	(86.7)
県	6,196	(87.2)	6,097	(85.4)	5,859	(81.7)	6,011	(83.5)	5,548	(76.8)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注：（ ）は、死亡率（人口 10 万人対）

表 2-2-2 脳血管疾患の標準化死亡比（平成 16 年～20 年の 5 年間）

	男	女
医療圏	107.3	115.1
県	103.0	106.2

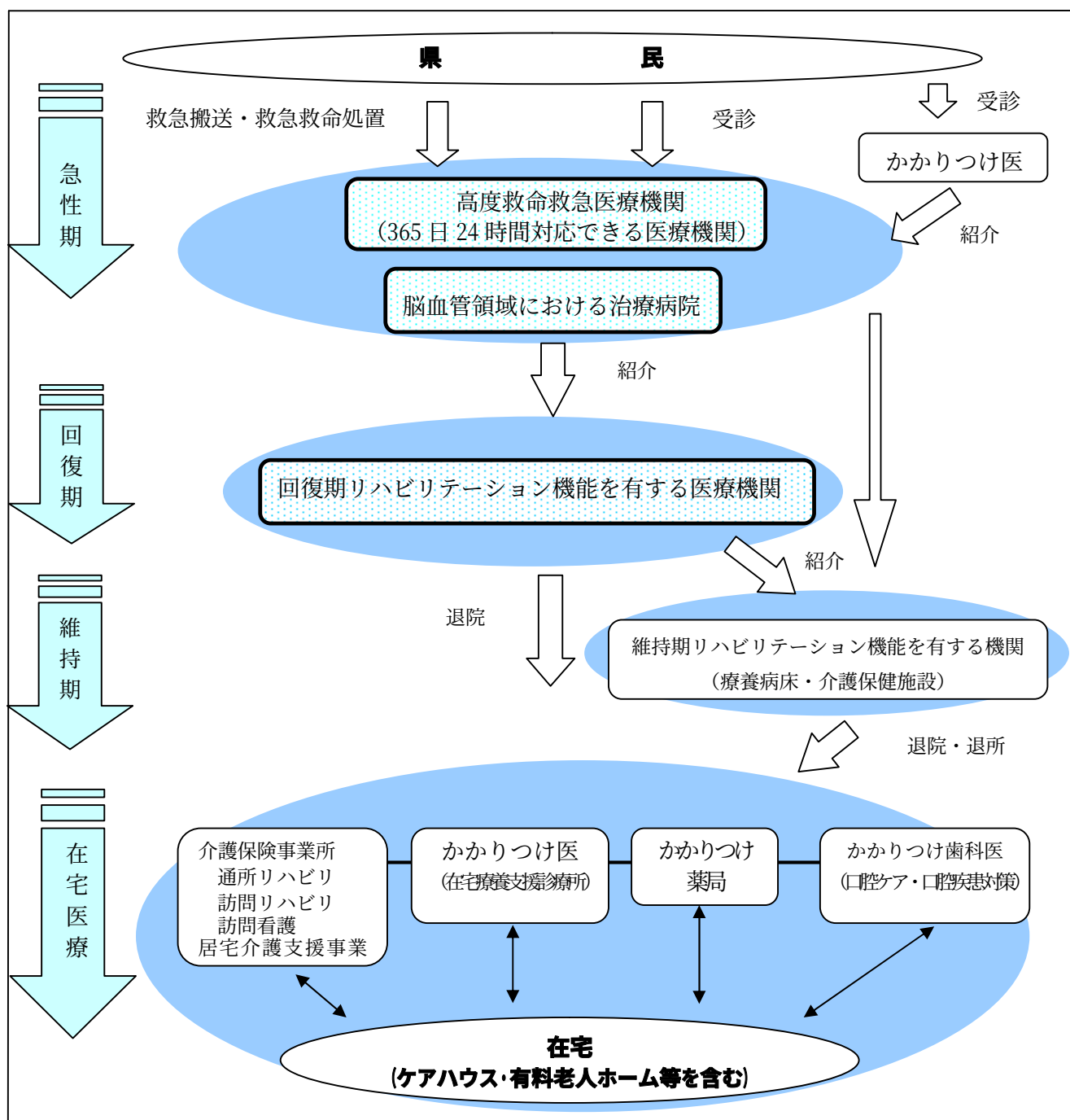
資料：愛知県衛生研究所（愛知県健康福祉部）

表 2-2-3 脳卒中における退院後の状況

(人)

	退院後の状況							
	居宅不要	居宅自院	居宅他院	他院入院	他施設入所	死亡退院	不 明	総 数
総退院患者数 ^{注1)} 400人以上の病院 (4病院)	1	4	2	1	0	1	4	13
総退院患者数 ^{注2)} 400人未満の病院数 (14病院)	0	14	5	15	1	15	0	50

資料 : 平成 21 年度愛知県医療実態調査(愛知県健康福祉部)

注¹⁾ : 平成 21 年 9 月中の総患者退院数が 400 人以上の施設は 9 月 1 日～7 日までの調査期間注²⁾ : // 400 人未満の施設は 9 月 1 日～14 日までの調査期間**脳卒中 医療連携体系図**

【解 説】

○ 急性期

- ・ 「高度救命救急医療機関」とは、救急対応専門医師数 7 名以上（7 人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が 4 名以上）かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在籍する病院です。
- ・ 「脳血管領域における治療病院」とは頭蓋内血腫除去術、脳動脈瘤頸部クリッピング（脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭）含む）また脳血管内手術を実施している病院です。

○ 回復期

- ・ 「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」で身体機能の早期改善のための集中的なリハビリテーションを受けます。

○ 維持期

- ・ 「維持期リハビリテーション機能を有する医療機関」で生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受け、在宅等への復帰及び日常生活の維持を行います。

○ 在宅医療

- ・ かかりつけ医、関係機関と連携して在宅等の生活の場で療養できるよう支援を行います。

※  の具体的な医療機関名は別表に記載しております。

第3節 急性心筋梗塞対策

【基本計画】

- 発症後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図ります。
- 「健康日本21 あいち計画」の目標達成に向け、生活習慣の改善を推進します。

【現状と課題】

現 状	課 題
1 心疾患の患者数等 ○ 平成 20 年度から市町村が実施する基本健康診査に替わり、医療保険者が実施する特定健康診査が始まりました。 ○ 当医療圏の急性心筋梗塞の死亡数は平成 17 年 202 人(28.8)、平成 21 年 191 人(27.0)と推移して、平成 21 年の総死亡数の 3.4%を占めています。(表 2-3-1) ○ 急性心筋梗塞の標準化死亡比は、男 80.9、女 89.3 で、県、全国と比較すると男女とも低くなっています。(表 2-3-2)	○ 「健康日本 21 あいち計画」の目標達成に向け生活習慣病の危険因子となる高血圧、高脂血症、肥満、喫煙等について改善を図る必要があります。
2 医療提供体制 ○ 平成 21 年度患者一日実態調査によると、当医療圏の医療機関において、平成 21 年 6 月の 1 か月間に経皮的冠動脈形成術を受けた患者は 160 人(6 施設)、また心臓外科手術を受けた患者は 38 人(3 施設)です。 ○ 平成 22 年 6 月現在、365 日 24 時間体制で急性心筋梗塞に対応できる高度救命救急医療機関は、3 病院です。 ○ 愛知県医療機能情報公表システム(平成 22 年度調査)によると心大血管疾患リハビリテーションを実施している病院は(国)豊橋医療センターと豊橋市民病院です。また心臓血管外科を標榜しているのは 4 病院です。 ○ 平成 22 年 10 月 1 日現在、愛知県医師会急性心筋梗塞システム選定医療機関は 6 病院です。 ○ 平成 21 年度医療実態調査によると心筋梗塞の地域連携クリティカルパスを導入している病院はありません。 ○ 自動体外式除細動器(AED)は、各市の公共施設等に設置されています。愛知県では、ホームページに「あいち AED マップ」を開設し、AED の設置に関する情報を提供しています。	○ 発症後の速やかな救命処置と専門的な診療が可能な医療機関への迅速な搬送が重要です。 ○ 急性期医療から、リハビリテーションに至る治療体制の整備が必要です。 ○ 地域連携クリティカルパスの整備を進める必要があります。

【今後の方策】

- 発症後の急性期治療からリハビリテーションに至る治療体制の充実を図ります。
- 市や関係機関と連携して、「健康日本21あいち計画」のもとに生活習慣の改善のための普及啓発を行います。

表2-3-1 急性心筋梗塞による死亡者数

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	実数(人) (率)		実数(人) (率)		実数(人) (率)		実数(人) (率)		実数(人) (率)	
豊橋市	78	(20.9)	63	(16.8)	82	(21.8)	75	(19.8)	68	(18.0)
豊川市	56	(30.9)	55	(30.2)	28	(15.3)	50	(27.3)	41	(22.4)
蒲郡市	31	(37.8)	41	(50.0)	33	(40.2)	41	(49.8)	43	(52.3)
田原市	37	(55.7)	30	(45.1)	30	(45.0)	27	(40.4)	39	(58.6)
医療圏計	202	(28.8)	189	(26.8)	173	(24.4)	193	(27.2)	191	(27.0)
県	2,105	(29.6)	1,945	(27.3)	1,842	(25.7)	2,071	(28.8)	2,063	(28.6)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成21年人口動態統計

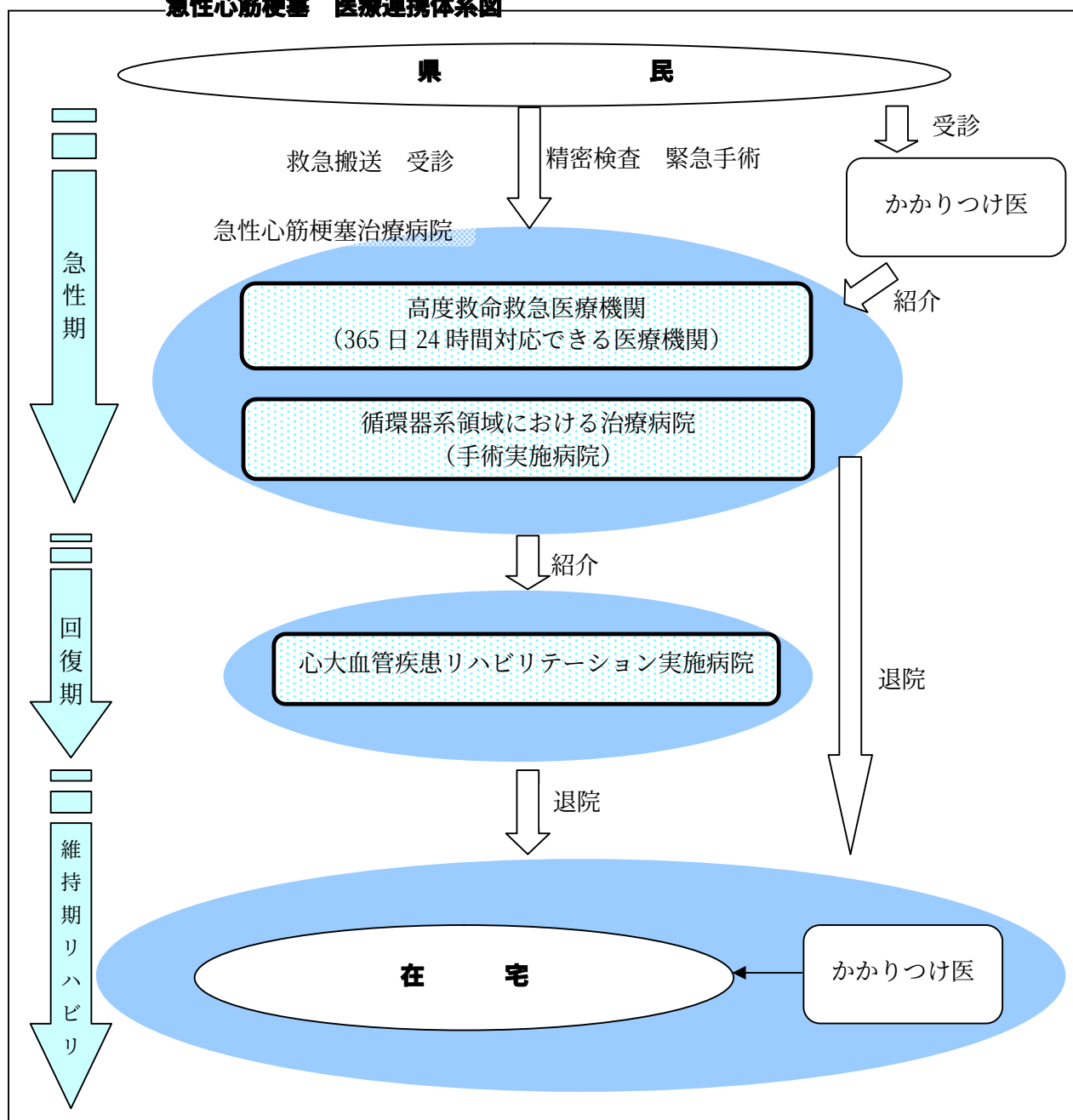
注：()は、死亡率（人口10万人対）

表2-3-2 急性心筋梗塞の標準化死亡比（平成16年～平成20年の5年間）

	男	女
医療圏	80.9	89.3
県	92.4	99.7

資料：愛知県衛生研究所（愛知県健康福祉部）

急性心筋梗塞 医療連携体系図



【解説】

○ 急性期

- 急性心筋梗塞治療病院の「高度救命救急医療機関」は救急対応専門医師数7名以上（7人未満の場合は時間外対応医師（病院全体・当直）が4名以上）かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が在籍する病院です。
- 「循環器領域における治療病院」はステント留置術または、経皮的冠動脈形成術（PTCA）を実施している病院です。

○ 回復期

- 心大血管疾患リハビリテーションは循環器疾患を対象として急性期リハビリテーションから退院後も病気や手術により低下した体力や精神面を回復することを目的に行います。

※  の具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

第4節 糖尿病対策

【基本計画】

- 糖尿病患者や糖尿病ハイリスク者が適切な生活習慣及び治療が継続できるよう、病院・診療所・保健所・市・事業所などの関係機関の連携の強化に努めます。
- 治療中断者や未治療者に対して糖尿病の知識の普及や啓発を推進します。
- 「健康日本21あいち計画」の目標達成に向け、生活習慣の改善支援を推進します。

【現状と課題】

現 状

1 糖尿病の現状

- 糖尿病は、1型糖尿病とわが国の糖尿病の大部分を占める2型糖尿病に分けられます。このうち2型糖尿病の発症には肥満や食生活、運動、ストレス等の生活習慣が密接に関連しています。また、糖尿病の治療を中断する患者も見られます。
- 愛知腎臓財団の「慢性腎不全患者の実態」によると当医療圏の平成21年の透析新規導入患者のうち糖尿病腎症の占める割合は、3割を超えています。（表2-4-1）
- 平成20年度から市町村が実施する基本健康診査に替わり、医療保険者が実施する特定健康診査が始まりました。

2 糖尿病医療の提供体制

- 平成21年度愛知県患者一日実態調査によると、当医療圏の医療機関における平成21年6月の1か月間に糖尿病の教育入院患者は61人（10施設）です。
- 愛知県医療機能情報公表システム（平成22年度調査）によると糖尿病学会専門医のいる病院は5病院、内分泌代謝専門医のいる病院は5病院です。

3 医療連携体制

- 糖尿病患者が自己管理するために「糖尿病健康手帳」が活用されています。
- 歯科診療所では歯科治療を通じて糖尿病の既往歴等の把握を行い関係機関との連携を始めています。
- 平成21年度医療実態調査によると、糖尿病に関する地域連携クリティカルパスを導入している病院はありません。
- 豊川保健所においては「糖尿病対策地域連携ガイド」を作成し、病院、診療所、市保健センターが実施している診療や保健指導・相

課 題

- 糖尿病の発見が遅れたり、治療の中断は糖尿病性腎症や増殖性網膜症などの重症合併症につながりやすいことから、自らが定期的に健診を受け、早期に生活習慣改善ができる体制作りと糖尿病の知識普及・啓発が重要です。
- メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）は糖尿病の基礎病態であることが多いため、特定健診の受診率を高めて早期のリスクアプローチにつなげる必要があります。
- 重症化・合併症の予防のために教育入院を実施する医療機関を増やす必要があります。
- 歯周病が糖尿病のリスク因子となり、病状悪化につながる可能性のあることを啓発する必要があります。
- 糖尿病対策のためには糖尿病の各段階に合わせた、病院、診療所、歯科診療所がそれぞれの機能を生かした役割分担を行い、医療連携を推進する必要があります。
- 地域連携クリティカルパスの整備を進める必要があります。

談の内容を掲載し、地域の糖尿病対策の連携に役立てています。

- 飲食物への栄養成分表示や健康等に関する情報提供施設を「食育推進協力店」として登録し、住民の健康づくりを支援しています。平成22年10月1日現在、豊川保健所管内では164施設が登録されています。また、豊橋市保健所管内では「外食栄養成分表示店」として、256施設が登録されています。

- 「食育推進協力店」、「外食栄養成分表示店」の登録を推進し、住民の健康づくりを進める必要があります。

【今後の方策】

- 糖尿病患者が適切な生活習慣および治療を継続できるよう、病院、診療所、歯科診療所、市や関係機関と連携して糖尿病初期教育、治療中断者への対応、腎症や網膜症などの合併症治療等、糖尿病の各段階に合わせた適切な医療体制の構築を推進していきます。
- 市や関係機関と連携を図り、「健康日本21あいち計画」のもとに生活習慣の改善のための普及啓発を行います。
- 食育推進協力店、外食栄養成分表示店の普及により糖尿病予防のための情報提供に取り組みます。

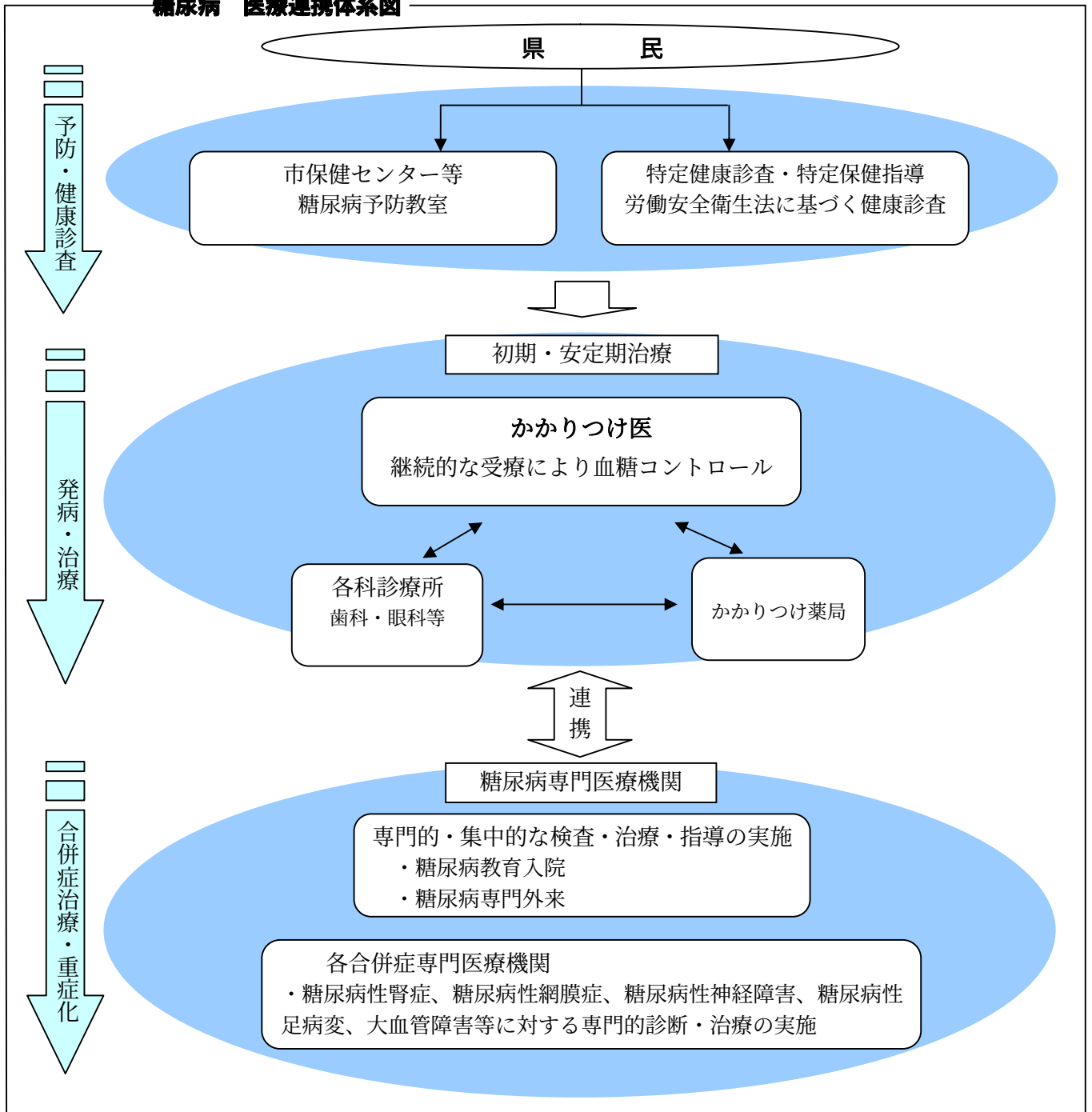
表 2-4-1 糖尿病性腎症による透析新規導入者数

(人)

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
医療圏	新規導入者数	209	188	203	233	213
	(再掲)糖尿病性腎症	84 (40.2%)	80 (42.6%)	79 (38.9%)	108 (46.4%)	75 (35.2%)
県	新規導入者数	1,726	1,751	1,929	1,880	1,835
	(再掲)糖尿病性腎症	696 (40.3%)	708 (40.4%)	789 (40.9%)	785 (41.8%)	753 (41.0%)

資料：愛知腎臓財団

糖尿病 医療連携体系図



【解 説】

- 予防・健康診査
 - ・ 市の保健センターでは糖尿病の知識普及・啓発を行っています。
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健康診査等により糖尿病や糖尿病予備群の早期発見をします。
- 発症・治療
 - ・ かかりつけ医による継続的な受療を受け血糖値管理を行い重症化や合併症の予防を行います。
- 合併症治療・重症化
 - ・ 糖尿病専門医療機関では教育入院による治療や、合併症の治療を実施します。

第3章 救急医療・災害保健医療対策

第1節 救急医療対策

【基本計画】

- 地域住民の要望に応える救急体制の充実を図ります。
- 「愛知県地域医療再生計画」に基づき東三河地域の救急医療体制の確保に努めます。
- 自動体外式除細動器（AED）に関する普及活動を推進します。

【現状と課題】

現 状

1 救急医療体制の整備

(1) 第1次救急医療体制

- 内科においては、休日夜間・急病診療所及び在宅当番医制で対応しています。（表3-1-1）
- 歯科においては、豊橋市は休日夜間歯科診療所、豊川市は歯科医療センター、蒲郡市では休日歯科・障がい者診療所、田原市では在宅当番医で対応しています。
- 地域によっては、医師の高齢化等により、夜間勤務する医療従事者の確保が困難などの問題があります。

(2) 第2次救急医療体制

- 当医療圏は、消防署の管轄範囲である東三河平坦広域第2次救急医療圏と区域設定が一致しているため、医療圏内の9病院が病院群輪番制をとって対応しています。
- 当番病院が患者にとって遠隔地の場合、近くの救急告示病院や救急告示診療所が救急対応しています。
- 豊川保健所が2次、3次救急病院を対象に実施した平成20年度の時間外受診患者調査によると、時間外受診患者 99,371 人のうち入院となった患者 12,938 人の割合は 13.0%となっており、入院を必要としない比較的軽症の患者の割合が時間外受診の多くを占めています。
- 一部の2次救急病院では、満床のために救急患者の受け入れが難しい状況になっています。

(3) 第3次救急医療体制

- 第2次救急医療機関の後方支援病院として、重篤救急患者に対する医療を行う救命救急センターに豊橋市民病院が指定され、当医療圏の第3次救急医

課 題

- 急病時に適切な指示が受けられるように、県民はかかりつけ医を持つように啓発する必要があります。
- 診療時間外の救急医療を担っている休日夜間診療所及び在宅当番医制について、医師会、歯科医師会の協力を得ながら、一層の充実を図る必要があります。
- 夜間勤務、人員確保の困難等の解消に向けて検討していく必要があります。
- 2次救急医療の確保を図るため、救急患者搬送機関と輪番制当番病院はさらに連携を進める必要があります。
- 1次・2次救急医療機関の役割分担、連携等を推進し、緊急性の高い疾患に常時対応可能な状況を確保する必要があります。
- 病床数の適正化の検討が必要です。
- 東三河北部圏域からの患者の救急医療を確保するためにも救命救急センターの複数配置を検討する必要があります。

療を担っています。（表3-1-2）

- 救命救急センターに運ばれる救急患者の中には、本来1次、2次の医療機関で対応できるような患者が混在しているため、救命救急センターとしての機能を十分に果たすことが難しい状況にあります。

2 病院前医療救護活動（プレホスピタルケア）・救急搬送体制

- 当医療圏には各市毎に消防本部があり、平成22年4月1日現在、427名の救急隊員総数のうちの112名が救急救命士の資格を有しています。（表3-1-3）
- 収容所要時間別の搬送人員の状況は、30分未満の搬送が50.9%で県平均55.6%と比較し、搬送に時間がとられています。（表3-1-4）
- 救急車での搬送者は18歳以上が全体の約9割を占めています。（表3-1-5）
- 病院前救護体制の充実を図るためメディカルコントロール体制が構築されています。

3 救急知識普及

- 自動体外式除細動器（AED）は、各市の公共施設等に設置されています。愛知県では、ホームページに「あいちAEDマップ」を開設し、AEDの設置に関する情報を提供しています。
- 当医療圏の各消防署で救命講習が実施されています。（表3-1-6）

4 公立病院等公的医療機関の状況

- 地域の中核病院として、救急医療全般を担っています。
- 公立病院等地域連携のための有識者会議からは、医療資源の少ない東三河北部医療圏の救急医療の確保を図るため、東三河南部・北部医療圏の医療連携が必要であり、医師不足により救急対応に支障を生じている蒲郡市民病院と豊橋市民病院との連携強化が必要であると提言されています。
- 東三河北部医療圏域の救急搬送状況によると、北部医療圏全体の51.0%が東三河南部の救急病院へ搬送されています。そのうち隣接する豊川地区の2次救急病院への搬送は40.5%となっています。（表3-1-7）

連携強化が必要な豊川市民病院と新城市民病院との間では、救急医療体制をはじめとする機能分担、病床数の適正化など医療連携について協議会を

- 1次、2次救急医療機関と連携を図り、患者をトリアージしていく診療体制を構築する必要があります。

- 救急医療情報システムの情報入力迅速化を図り、一層活用を図る必要があります。

- 住民が必要時にAEDを使用できるようさらに知識啓発の必要があります。

- 救急に関する知識啓発、救急実技の普及をさらに進めていく必要があります。

- 民間病院も含めた医療機関の機能分担、相互連携により地域の医療を確保する医療体制を構築していくことが重要です。

- 「東三河北部医療圏の救急医療の確保」を図るためには、地理的状況から特に豊川市民病院と新城市民病院の医療連携を推進していく必要があります。また、蒲郡市民病院の救急医療の確保について、現在実施されている豊橋市民病院から蒲郡市民病院への医師派遣をさらに支援していく必要があります。

設置し、検討を進めています。

5 医療従事者の現状

(1) 医師

- 平成 16 年から医師の 2 年間の臨床研修制度が必修化となり、マッチング制度の導入により研修先を自由に選べるようになった結果、都市部を希望する医師が集中し、地方では医師不足となっています。
- 病院における勤務医の不足による診療制限等により、住民は適切な医療サービスを受けられない状況にあります。
- 田原市は平成 22 年度より医師確保のため、医学生や研修医を対象とした修学金制度を導入しています。

(2) 看護師

- 当医療圏の看護師等養成施設は 6 箇所あります。(表 3-1-8)
- 結婚や出産・介護等で退職した看護師・准看護師等を対象とした職場復帰を支援する研修を県・市・医師会・病院等が実施しています。
- 人口高齢化の進展に伴い、ますます需要が高まっています。

- 勤務医不足等の解消に向けて検討していく必要があります。
- 非就業の女性医師が現場復帰しやすいよう支援する必要があります。

- 職場環境や就労条件の改善など検討する必要があります。

【今後の方策】

- 「愛知県地域医療再生計画」に基づき以下の事業を支援します。
 - ・ 豊橋市休日夜間急病診療所・豊川市休日夜間急病診療所における平日夜間及び休日診療の実施及び蒲郡市休日急病診療所における休日診療の実施について支援します。
 - ・ 地域の医療機関同士の医師派遣について支援します。
- 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議等において救急医療体制のネットワークの構築を推進していきます。
- かかりつけ医制の啓発・推進に努めます。
- 多くの住民に対してホームページ「あいち A E D マップ」の啓発に努めるとともに、自動体外式除細動器 (A E D) の操作講習会を開催していきます。

表3-1-1 第1次救急医療体制

平成22年10月1日現在

			豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市
医 科	内科系	平日 夜間	休日夜間急病診療所 20:00～翌7:00	休日夜間急病診療所 20:00～24:00 (土)15:00～18:00 19:00～24:00	在宅当番医制 (医科全般) 20:00～23:00	在宅当番医制 (医科全般) 診療終了後～21:00
		休日 昼間	休日夜間急病診療所 9:00～19:00	休日夜間急病診療所 9:00～12:00 13:00～17:00	休日急病診療所 9:00～12:00 13:00～17:00	在宅当番医制 9:00～17:00
		休日 夜間	休日夜間急病診療所 20:00～翌7:00	休日夜間急病診療所 18:00～24:00	在宅当番医制 17:00～23:00	未実施
	小児科系	平日 夜間	休日夜間急病診療所 20:00～翌7:00	休日夜間急病診療所 20:00～24:00 (土)15:00～18:00 19:00～24:00	在宅当番医制 20:00～23:00	在宅当番医制 診療終了後～21:00
		休日 昼間	休日夜間急病診療所 9:00～19:00	休日夜間急病診療所 9:00～12:00 13:00～17:00	休日急病診療所 9:00～12:00 13:00～17:00	在宅当番医制 9:00～17:00
		休日 夜間	休日夜間急病診療所 20:00～翌7:00	休日夜間急病診療所 18:00～24:00	在宅当番医制 17:00～23:00	未実施
	外科系	平日 夜間	在宅当番医制 20:00～22:00 19:00～22:00(土)	在宅当番医制 19:00～24:00 13:00～24:00(土)	未実施	未実施
		休日	在宅当番医制 9:00～22:00	在宅当番医制 9:00～24:00	未実施	未実施
	歯科	平日夜間	休日夜間歯科診療所 20:00～23:00	歯科医療センター 20:00～23:00	未実施	未実施
		休日昼間	休日夜間歯科診療所 10:00～17:00	歯科医療センター 9:00～12:00	休日歯科・障がい者 歯科診療所 9:00～12:30	在宅当番医制 9:00～12:00

資料：豊川保健所調査

表3-1-2 第3次救急医療施設（豊橋市民病院）の休日・夜間診療状況について（人）

来院方法		1次救急から			2次救急から			直接			合計		
		救急車	その他	計	救急車	その他	計	救急車	その他	計	救急車	その他	計
入院	19年	325	652	977	89	45	134	1,427	1,382	2,809	1,841	2,079	3,920
	20年	311	618	929	101	42	143	1,410	1,552	2,962	1,822	2,212	4,034
	21年	350	598	948	89	45	134	1,290	1,448	2,738	1,729	2,091	3,820
外来	19年	89	891	980	17	33	50	2,839	25,114	27,953	2,945	26,038	28,983
	20年	112	846	958	17	41	58	2,252	23,238	25,490	2,381	24,125	26,506
	21年	83	832	915	19	41	60	2,048	23,912	25,960	2,150	24,785	26,935

資料：東三河平坦部広域救急医療対策連絡協議会調査

表3-1-3 救急救命士運用状況及び高規格救急自動車の配置状況

平成22年4月1日現在

	救 急 隊			救急隊員				救急自動車数	
	救急隊 総数 a	救急救命 士運用隊 数 b	比率 b/a	救急隊 員総数 a	救命士有 資格者数 b	運用救命 士 c	比率 c/b		うち高規 格救急自 動車数
消防本部									
豊橋市	8	8	100.0	206	46	46	100.0	10	10
豊川市	5	5	100.0	91	28	28	100.0	6	6
蒲郡市	4	4	100.0	56	14	14	100.0	4	4
田原市	5	5	100.0	74	24	23	95.8	5	5
医療圏計	22	22	100.0	427	112	111	99.1	25	25

資料：平成22年版愛知県消防年報（愛知県防災局）

表3-1-4 収容所要時間別搬送人員の状況

(平成21年)

消防本部	所要時間	10分 未満	10分～ 20分未満	20分～ 30分未満	30分～ 60分未満	60分～ 120分未満	120分以上	計
豊橋市	件数	18	806	4,829	5,114	112	4	10,883
	構成比(%)	0.2	7.4	44.4	47.0	1.0	0.0	100
豊川市	件数	0	276	2,151	3,101	114	7	5,649
	構成比(%)	0.0	4.9	38.1	54.9	2.0	0.1	100
蒲郡市	件数	1	504	1,315	893	78	0	2,791
	構成比(%)	0.0	18.1	47.1	32.0	2.8	0.0	100
田原市	件数	0	222	686	943	58	6	1,915
	構成比(%)	0.0	11.6	35.8	49.2	3.0	0.3	100
医療圏計	件数	19	1,808	8,981	10,051	362	17	21,238
	構成比(%)	0.1	8.5	42.3	47.3	1.7	0.1	100
県	件数	124	23,058	114,535	105,322	4,286	204	247,529
	構成比(%)	0.1	9.3	46.3	42.5	1.7	0.1	100

資料：平成22年版愛知県消防年報（愛知県防災局）

表3-1-5 医療圏における救急車で年齢区分別搬送人員状況

	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		(参考) 平成21年10月1日現在人口	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
新生児 (生後28日未満)	120	0.5	127	0.5	112	0.5	122	0.6	46,915	6.6
乳幼児 (28日以上7歳未満)	1,205	5.3	1,274	5.5	1,105	5.1	1,114	5.2		
少年 (7歳以上18歳未満)	1,016	4.5	1,104	4.8	1,010	4.6	940	4.4	79,323	11.2
成人 (18歳以上65歳未満)	10,038	44.0	10,054	43.5	9,177	42.2	8,552	40.3	434,237	61.3
老人 (65歳以上)	10,442	45.8	10,554	45.7	10,355	47.6	10,510	49.5	146,786	20.7
合計	22,821	100.0	23,113	100.0	21,759	100.0	21,238	100.0	708,500	-

資料：各市消防本部

表 3-1-6 救命講習会の開催状況

(平成 21 年)

		普通救命講習	上級救命講習	その他	計
豊橋市消防本部	回 数	192	4	148	344
	人 数	3,766	84	6,583	10,433
豊川市消防本部	回 数	52	17	158	227
	人 数	979	264	7,554	8,797
蒲郡市消防本部	回 数	44	0	88	132
	人 数	903	0	4,642	5,545
田原市消防本部	回 数	69	3	76	148
	人 数	1,226	38	2,668	3,932
医療圏計	回 数	357	24	470	851
	人 数	6,874	386	21,447	28,707

資料：愛知県防災局（消防保安課）

表 3-1-7 救急搬送状況

平成 21 年

消防本部	搬送先														搬 送 総件数
	救急指定病院 (3次及び2次)												その他		
	豊橋市内		豊川市内		蒲郡市内		田原市内		(再掲) 東三河南部		東三河北部				
豊橋市	9,898	95.6%	210	2.0%	5	0.0%	69	0.7%	10,182	98.3%	3	0.0%	168	1.6%	10,353
豊川市	397	7.2%	4,754	86.3%	16	0.3%	1	0.0%	5,168	93.8%	5	0.1%	334	6.1%	5,507
蒲郡市	120	4.4%	15	0.5%	2,506	90.9%	0	0.0%	2,641	95.8%	0	0.0%	117	4.2%	2,758
田原市	208	11.0%	8	0.4%	0	0.0%	1,682	88.6%	1,898	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,898
南部計	10,623	51.8%	4,987	24.3%	2,527	12.3%	1,752	8.5%	19,889	96.9%	8	0.0%	619	3.0%	20,516
新城市	193	10.4%	749	40.5%	0	0.0%	0	0.0%	942	51.0%	760	41.1%	146	7.9%	1,848

資料：各市消防本部

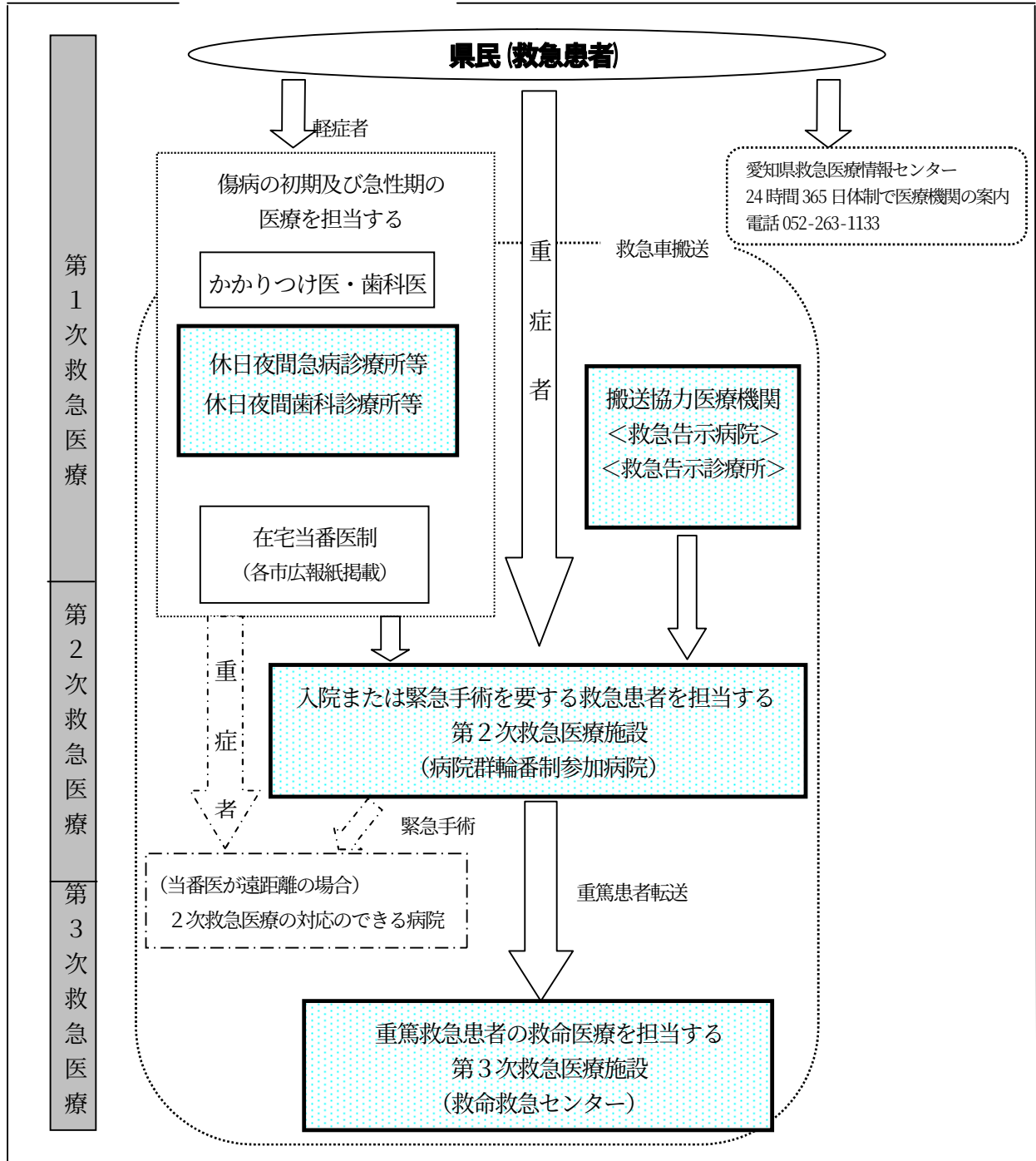
表 3-1-8 看護師等の養成施設状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

施 設 名	修業年限	定員	卒業者	就 職 先			
				公立病院	民間病院	診療所	その他
豊橋市立看護専門学校	昼間 3 年	40 人	44 人	27 人	12 人	- 人	5 人
〃 (定時制)	昼間 3 年	40	35	15	18	-	2
蒲郡市立看護専門学校 (ソフィア)	昼間 3 年	40	23	18	5	-	-
愛知県医師会豊橋准看護学校 (シンシア)	昼間 2 年	80	61	-	34	16	進学 8・老健 1 その他 2
東三河看護専門学校	昼間 3 年	40	19	-	18	1	-
愛知県立宝陵高等学校衛生看護科(専攻科)	昼間 2 年	40	36	23	12	-	進学 1
豊橋創造大学保健医療学部看護学科 (平成 21 年度開設)	昼間 4 年	80	-	-	-	-	-

資料：豊川保健所調査

救急医療連携体系図



【解 説】

- 第1次救急医療
 - ・ 救急患者が軽症者の場合は、第1次である休日夜間急病診療所等及び在宅当番医制で対応します。
- 第2次救急医療
 - ・ 入院又は緊急手術を要する重症者は、第2次である救急医療施設が連携して輪番方式で対応します。
 - ・ 第2次救急当番医が遠方の場合は最寄の2次救急医療の対応できる病院に搬送され、重症救急患者の対応をします。
- 第3次救急医療
 - ・ 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、その他特殊診療部門（熱傷、小児、中毒等）における重篤救急患者は、救命救急センターにおいて救命医療を担当します。

※ の具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

第2節 災害保健医療対策

【基本計画】

- 災害時の医療体制、搬送体制について、さらなる整備に努めます。
- 保健所は災害時に各市が実施する防疫、保健活動等を支援し、効果的な活動が実施できるよう関係機関との連携を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 災害発生前の対策

- 県では「愛知県地域防災計画」、市では「地域防災計画」を作成し、迅速かつ効果的に災害に対応できる体制を整備しています。
- 保健所では「大規模災害時初動マニュアル」を作成しています。また、「災害時保健活動マニュアル」により、大規模災害時保健活動の体制整備を図っています。
- 病院では防災マニュアルの整備が進んでいます。
- 各市では住民に対し防災訓練を実施しています。
- 公的病院では消防署と連携して、症状にあわせて負傷者の選別をするトリアージの訓練が行われています。
- 平成8年6月より、愛知県東三河、静岡県遠州、長野県南信州地域の6ブロックの市町村による「三遠南信災害時相互応援協定」が締結され、大規模災害に備えています。(表3-2-1)

2 災害発生時の対策

- 災害時には、地区医師会は災害対策本部を設置し、各市災害対策本部等と連携を図り医療活動を行うことになっています。
- 平成22年10月1日現在、災害拠点病院として豊橋市民病院が地域中核災害医療センターに、(国)豊橋医療センターと豊川市民病院が地域災害医療センターに指定されています。災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに被災地からの重症患者等の受け入れ拠点及び広域搬送の拠点となるほか、医療救護班を編成し、応急的に医療を行うことになっています。
- 愛知県広域災害・救急医療情報システムを活用して管内医療機関の被災状況の把握に努めます。
- 災害時等における身元確認のために歯科医

課 題

- 大規模災害時には、関係マニュアルなどに沿った対応ができるように、関係機関の連携を強化する必要があります。
- 各市において地域の実情に応じた活動体制づくりや、独自のマニュアルを作成する必要があります。
- 大規模災害時における被災地外の地域との応援体制のシステム化を図っていく必要があります。
- 災害拠点病院の被災等を想定した医療体制や、医療圏外への搬送・空路での搬送体制などについても検討していく必要があります。
- 災害発生時の効果的な対応に向けて、地域中核災害医療センターを有する豊橋市を始め、関係機関の連絡、連携体制をさらに進めていく必要があります。
- 被災状況の情報収集をできる限り速やかに行い、各災害対策本部へ伝達できるシスムづくりを推進していく必要があります。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関

師会ではDNA採取の保管事業を行っています。（表3-2-2）

の連携体制を強化していく必要があります。

3 災害発生後の応急対策

- 保健所は収集した被災情報をもとに医療機関や医療救護所等の調整及び医師・看護師の派遣要請を行い、被災地の医療確保を図ります。
- 災害救助活動に必要な医薬品・衛生材料を県・各市で備蓄しています。
- 災害発生時には、県及び各市の防災計画、災害防疫対策実施要綱等に基づく防疫・食品衛生対策を実施することとなっています。
- 保健所は各市と連携し、避難所において被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健相談、栄養指導等の保健活動を推進し、必要な人的確保と調整を図ります。

- 災害時に必要な医薬品・衛生材料の備蓄、輸送、状況把握体制について、地域で更に整備していく必要があります。
- 災害発生時には防疫・食品衛生対策に迅速で適切な対応が求められるため、関係機関相互の連携体制を強化していく必要があります。

【今後の方策】

- 医療機関相互、関係機関相互の連携体制などの整備を推進していきます。
- 患者搬送システムについて、体制整備を進めます。
- 保健所は災害時に各市が実施する防疫、保健活動等を支援し、効果的な活動が実施できるよう関係機関との連携を図っていきます。

表3-2-1 三遠南信災害時相互応援協定構成市町村（平成22年10月1日現在）

ブロック名	代表都市	構 成 市 町 村
豊 橋 田 原	豊 橋 市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊 川 市	豊川市・蒲郡市
新 城 設 楽	新 城 市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜 松 市	浜松市・湖西市
中 遠	磐 田 市	磐田市・袋井市・森 町
飯 伊	飯 田 市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
6ブロック		27 市町村

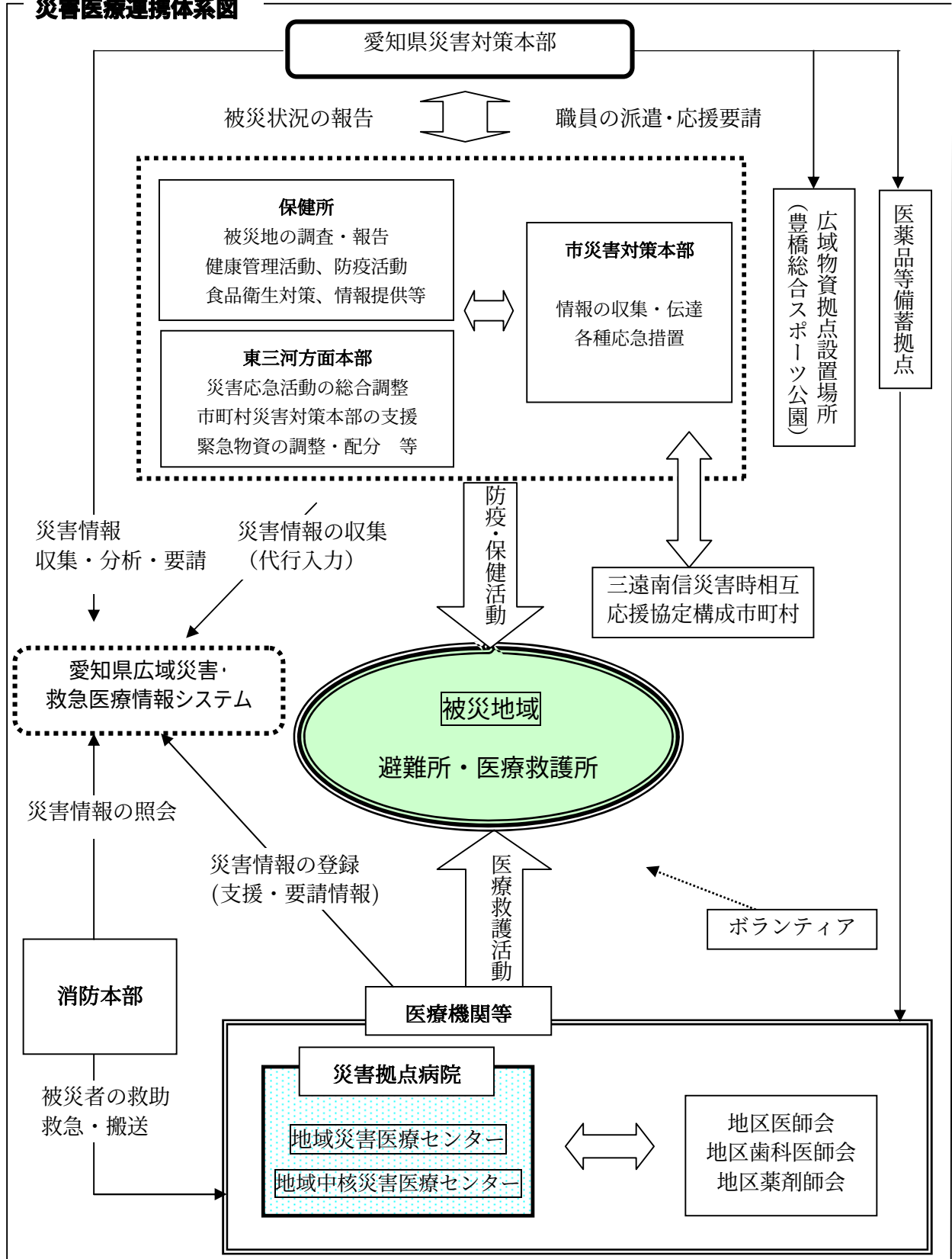
注：平成17年11月再締結

表3-2-2 DNA採取・保管事業のできる歯科医療機関（平成22年10月1日現在）

豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	医療圏計
42	44	6	7	99

資料：愛知県歯科医師会

災害医療連携体系図



【解説】

- 愛知県広域災害・救急医療情報システムは大規模な災害や事故に備え、インターネットを利用して医療機関の情報を収集・発信し、活用できるよう、厚生労働省及び愛知県が運営しているシステムです。愛知県のシステムでは、医療機関は災害時優先回線の携帯電話やパソコン端末から、自施設の被災状況や診療の可否などの情報を入力し、これを基に、各消防本部は患者を適切な医療

機関へ搬送します。

- 方面本部は、平成 20 年 4 月からスタートした新しい防災体制で、災害対策本部の組織を強化するとともに、地方機関の組織を支部体制から方面本部体制に移行しました。現場即応体制の強化を図るとともに、大規模災害時には、市町村に職員を派遣して、情報収集や市町村の応急対策活動を支援するなど、市町村支援体制を強化しました。東三河方面本部は東三河県民事務所に設置されます。
- 広域物資拠点設置場所は、東海地震及び東南海・南海地震応援対策活動要領に基づき、県外からの応援物資の受払いのために指定された拠点です。
- 災害拠点病院は災害時における医療の確保を図るため、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能、地域の第一線の医療機関を支援する機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班を派遣する機能などを有する病院として指定された病院です。

※  の具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

第4章 周産期医療対策

【基本計画】

- 安心して出産ができるよう地域の周産期医療ネットワークの充実強化を図り、医療機関相互及び保健、福祉機関の連携を図ります。
- 「愛知県地域医療再生計画」に基づき東三河地域の周産期医療体制の確保に努めます。

【現状と課題】

現 状

1 母子保健関係指標の状況

- 当医療圏の出生数、出生率については横ばい傾向を示しています。平成 21 年の周産期死亡率は県よりやや高い状況です。（表 4-1）
- 20 歳代の出産が減少し、30 歳以上の出産が増加傾向にあります。（表 4-2）
- 平成 20 年の当医療圏の低出生体重児の出生率は 9.1 で、県の 9.9 と比較し低くなっています。（表 4-3）

2 医療提供体制

- 平成 22 年 10 月 1 日現在、分娩を扱っている医療機関は病院が 4 箇所と診療所が 8 箇所ありますが、平成 17 年と比較すると病院は 1 箇所、診療所は 4 箇所減少しています。
- 平成 21 年度患者 1 日実態調査によると、平成 21 年 6 月の 1 か月間の産科医療機関の入院患者は 4 箇所の病院に 152 人、9 箇所の診療所に 432 人です。
- 当医療圏では、分娩を扱っている医療機関がない東三河北部圏域からの入院患者も受け入れています。
- 豊橋市民病院内の病診連携室において、東三河地域の分娩可能医療機関の調査及び情報提供事業を実施しています。
- 豊橋市民病院は地域周産期母子医療センターとして東三河地域のハイリスク分娩等の緊急事態に対応しています。
- ハイリスク妊婦に緊急事態が生じた場合は豊橋市民病院と総合周産期母子医療センターが連携し妊娠、出産から新生児に至る安全、安心な周産期医療を効果的に提供しています。
- 豊橋市民病院では平成 22 年 10 月 1 日現在 N I C U（新生児集中治療管理室）を 12 床確保していますが、N I C U に長期入院している新生児を受入れる後方支援施設の不足などのため新規患者の受入が困難な状況です。

課 題

- 分娩を取り扱う医療機関は減少しており、地域で分娩ができない不安があります。安全で安心して出産ができる医療体制を検討する必要があります。
- 産科の医師は女性の比率が高いため、離職した女性医師の復帰支援策を検討する必要があります。
- 病院勤務の産科医の負担軽減のため、助産師の確保についても検討する必要があります。
- 正常分娩に対応するため、病院がバースセンター（施設内助産施設）を設置する場合の整備に対して支援していく必要があります。
- 限られた産科の医療資源を有効活用するために、分娩可能な医療機関情報を提供しているシステム体制を支援していく必要があります。
- N I C U に長期滞在する患者の後方支援施設を確保する必要があります。

- 東三河地区に総合周産期母子医療センターはありません。

- 豊橋市民病院が総合周産期母子医療センターの指定を受けるため、不足しているMFIICU（母体・胎児集中治療管理室）増床の施設整備に対して支援していく必要があります。

3 保健と福祉

- 安心して出産や育児ができるよう平成 22 年度より東三河南部・北部医療圏合同で医療機関と福祉機関との看護連携会議を実施しています。

- 子育て支援のため、会議を継続し、顔の見える連携を推進する必要があります。

【今後の方策】

- 医師、助産師の確保について関係機関と検討していきます。
- 周産期ネットワークの充実化を図り、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めます。
- 「愛知県地域医療再生計画」に基づき以下の事業を支援します。
 - ・ 豊橋市民病院のバースセンター（施設内助産施設）の整備を支援します。
 - ・ 豊橋市民病院が総合周産期母子医療センターの指定を受けるための整備を支援します。
 - ・ 豊橋市医師会が豊橋市民病院内で運営する病診連携室において、東三河地域の分娩可能医療機関の情報を提供しているシステムを支援します。

表 4-1 母子保健関係指標

年	医療圏			県		
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出生数（率）	6,380(9.0)	6,466(9.1)	6,457(9.1)	70,218(9.8)	71,029(9.9)	69,768(9.7)
周産期死亡（率）	19(3.0)	20(3.1)	38(5.9)	312(4.4)	313(4.4)	311(4.4)

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注： 周産期死亡率 = $\frac{\text{妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{生後 1 週未満の早期新生児死亡数}}{\text{出産数（出生数} + \text{妊娠満 22 週以後の死産数）}} \times 1,000 \text{（人）}$

表 4-2 出産時の母の年齢

年	医療圏			県		
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
出生数	6,380	6,466	6,457	70,218	71,029	69,768
19 歳以下	102(1.6)	103(1.6)	110(1.7)	931(1.3)	1,001(1.4)	970(1.4)
20 歳から 29 歳	2,887(45.2)	2,805(43.4)	2,730(42.3)	28,861(41.1)	28,631(40.3)	27,856(39.9)
30 歳から 39 歳	3,285(51.5)	3,464(53.6)	3,498(54.2)	39,234(55.9)	39,932(56.2)	39,327(56.4)
40 歳以上	106(1.7)	94(1.5)	119(1.8)	1,191(1.7)	1,465(2.1)	1,615(2.3)
不詳	-	-	-	1(0.0)	-	-

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成 21 年人口動態統計

注：（ ）は出生数のうち年齢区分の割合%

表 4-3 低体重児出生数

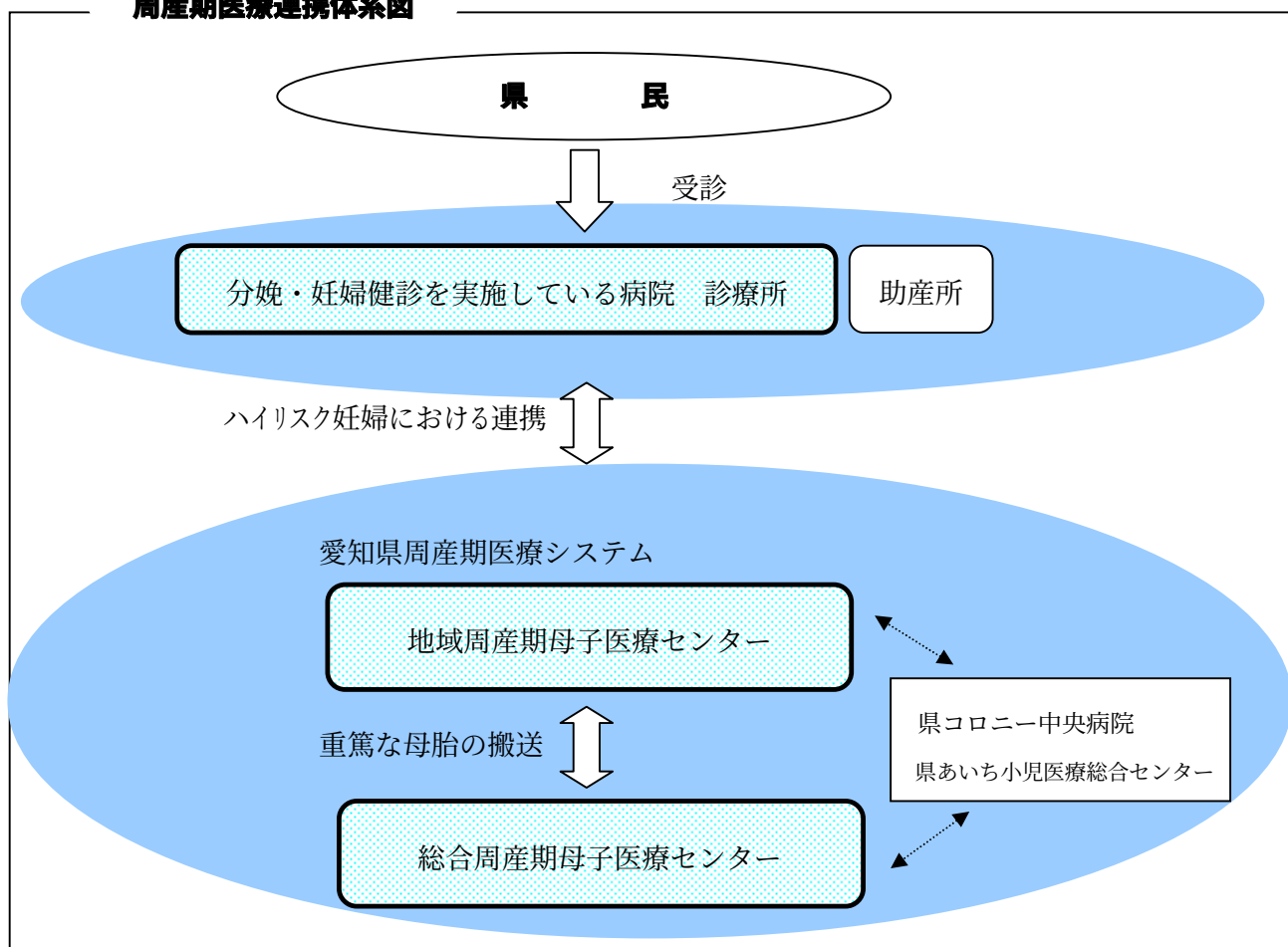
	医療圏			県		
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
低出生体重児数	641 (9.9)	637 (10.0)	590 (9.1)	6,805 (9.7)	6,884 (9.8)	6,816 (9.6)
極低出生体重児数 (再掲)	50 (0.8)	36 (0.6)	40(0.6)	491 (.0.7)	502 (0.7)	492 (0.7)

資料：愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

注：（ ）は出産数のうち低体重児数・極低出生体重児数の割合%

低出生体重児は出生時の体重が 2,500 グラム未満、極低出生体重児は出生時の体重が 1,500 グラム未満をいう。

周産期医療連携体系図



【解 説】

- 周産期とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、母体・胎児や新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母と子の健康を守るのが周産期医療です。
- 周産期医療の必要な場合、地域周産期母子医療センターと総合周産期母子医療センターが連携します。
- 周産期医療システムは分娩を扱う地域の医療機関と高次医療機関が連携して、危険度の高い妊婦や新生児の搬送受け入れ状況を確認し、緊急事態に最適な医療を提供するためのシステムです。

※ の具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

第5章 小児医療対策

【基本計画】

- 子どもが病気になっても安心して相談、医療が受けられるよう、医師会、病院等の関係機関と連携し、小児医療の提供体制の整備を推進していきます。
- かかりつけ医を持つことの重要性について啓発を行い、推進に努めます。

【現状と課題】

現 状

1 小児医療の現状

- 平成 21 年度患者一日実態調査によると、平成 21 年 6 月の 1 か月間で小児科に入院患者がいる病院は 6 箇所（242 人）です。

2 医療提供の現状

- 平成 22 年 10 月 1 日現在、小児科を標榜している病院は 14 病院、診療所は 157 診療所です。
- 小児科病床を有する病院は平成 21 年度に 1 病院が小児科診療を休止し、平成 22 年 10 月 1 日現在、5 病院です。
- 小児科専門医・小児外科専門医がいる医療機関の状況は表 5-1 のとおりです。
- 平成 21 年度患者一日実態調査によると小児科入院患者の動向は医療圏完結率は、91.3%で県の平均の 73.5%より高くなっています。
- 当医療圏の小児科医師の状況は表 5-2 のとおりです。小児人口 10 万対の医師数を見ると、全国、県と比較して特に勤務医師数が少ない状況です。
- 豊橋市では平成 22 年 4 月より、知的、身体障害、発達障害児を対象とした「こども発達センター」を設置し、東三河全域からの利用を開始しています。

3 小児救急医療体制

- 小児救急においては近年の「専門医」志向などから、小児科医が当直している 2 次、3 次救急病院へ直接受診する患者が増え、本来の救急患者の対応が難しい状況にあります。
豊川保健所が 2 次、3 次救急病院を対象に実施した平成 20 年度の時間外受診患者調査によると、小児科の時間外受診患者 16,551 人のうち入院となった患者 1,043 人の割合は 6.3%となっており、入院を必要としない比較的軽症の患者の割合が時間外受診の多くを占めています。

課 題

- 小児科病床のさらなる確保が必要です。
- 医師会、病院等の関係機関と連携をとり、小児医療の提供体制の推進を図る必要があります。
- 2 次、3 次救急病院が本来の緊急性の高い患者に対応するため、かかりつけ医や休日夜間急病診療所等への受診の必要性について、さらに普及啓発する必要があります。

- 小児科では夜間の急変による受診が多くなっていますが、田原市では休日の夜間に対応できる体制が整備されていません。
- 豊橋市休日夜間急病診療所では、夜間、休日問わず小児科医の常駐システムがとられ、豊橋市内の開業小児科医 15 名が持ち回りで診療しています。（表 3-1-1）
- 休日夜間の医療体制について検討する必要があります。
- 小児科開業医は常駐システムと自院の診療のため疲弊状態にあり、対策の検討が必要です。

【今後の方策】

- 小児医療体制の一層の充実を図るため、医師会、病院、各市関係機関等は連携をとり、地域の実状に応じた方策について検討していきます。
- かかりつけ医を持つことの重要性についての啓発を推進していきます。

表 5-1 小児科等専門医がいる医療機関の状況

専 門 医 別	病院数（ヶ所）	診療所数（ヶ所）
小 児 科 専 門 医	8	15
小児外科専門医	2	-

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

表 5-2 小児科医師数

平成 20 年 12 月 31 日現在

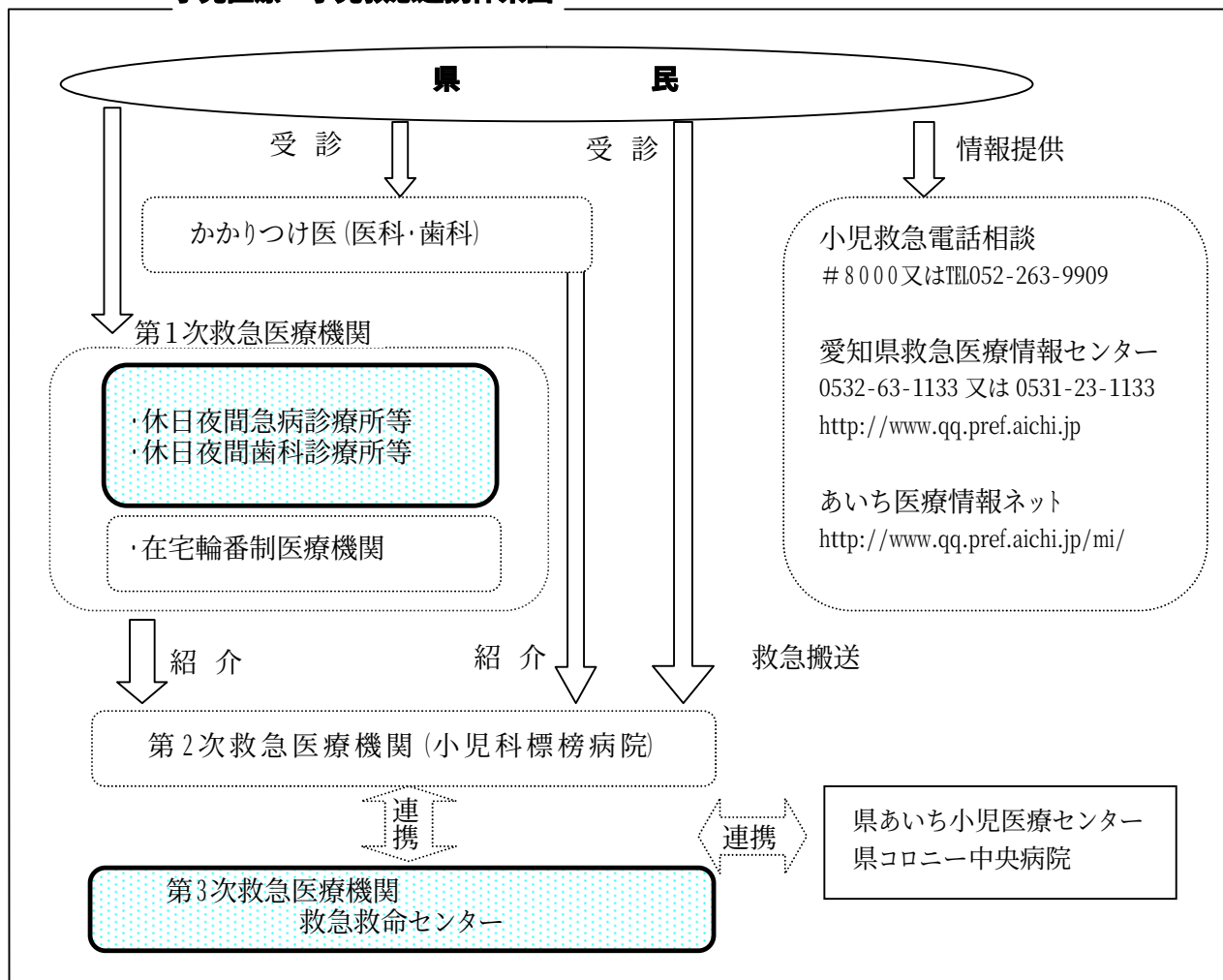
	全国	県	医療圏
小児科医師数(人)	15,236 (88.7)	757 (69.6)	63 (60.2)
開業小児科医師数(人) (診療所の従事者)	6,515 (37.9)	308 (28.3)	33 (31.5)
勤務小児科医師数(人) (病院の従事者)	8,721 (50.8)	449 (41.3)	30 (28.7)

資料：東三河小児科医会

下段：小児人口 10 万対医師数

※小児科を主に診療する医師で、小児科標榜する他科医師は含まない。

小児医療・小児救急連携体系図



【解 説】

- 救急患者が軽症者の場合は、かかりつけ医、休日夜間急病診療所及び在宅当番医の1次救急医療機関で対応します。
- 1次救急医療機関で対応できない場合や、入院または緊急手術を要する重症者については2次・3次救急医療機関で対応します。
- ※ の具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

第6章 在宅医療の提供体制の整備の推進対策

【基本計画】

- 在宅患者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関相互の連携を推進し、訪問看護など在宅患者の状況にあった在宅サービスが実施できるよう在宅療養支援体制の推進をします。
- 在宅医療の情報の提供に努め、利用を推進していきます。

【現状と課題】

現 状

1 在宅療養者数の予測

- 市町報告数値によると、当圏域の要介護及び要支援者数は、平成23年度の20,970人から平成26年度は23,885人に増加すると予想され、今後ますます在宅サービスの必要性が高まると考えられます。

2 在宅医療の提供体制

- 医療保険による在宅医療サービスを提供している病院は68.4%、一般診療所は35.3%、歯科診療所は51.4%です。
介護保険による在宅医療サービスを提供している病院は47.4%、一般診療所は13.6%です。（表6-1、表6-2、表6-3）
- 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援診療所は当医療圏には34施設です。（表6-4）
- 医療ニーズの高い在宅療養者に対応できるように、在宅酸素療法・在宅人工呼吸等の在宅療養指導が行われています。（表6-5）
- 家庭を訪問し必要な介護サービスを提供する訪問看護ステーションは当医療圏には平成22年10月1日現在20施設です。
- 在宅ケアの推進については、各地区医師会では積極的に進められています。
- かかりつけ医など地域における第一線の医療機関を支援する地域医療支援病院は平成22年10月1日現在愛知県では9箇所ありますが、当医療圏にはありません。

3 在宅医療の推進と情報提供

- 医療圏における保健・医療・福祉の連携を図るため、保健医療福祉推進会議を開催しています。
- 県では在宅医療を提供する医療機関に関する情報は「あいち医療情報ネット」で提供しています。

課 題

- 在宅患者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関相互の連携を推進し、訪問看護など在宅患者の状況にあった在宅サービスを提供する必要があります。
- 在宅医療を円滑に推進するために、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の重要性について、地域住民に一層の啓発をする必要があります。
- 昼夜を問わず24時間の対応、主治医不在時の体制整備など、地域での組織的なシステム構築に向けて検討していく必要があります。
- 在宅医療の情報の提供に努め、利用を推進していきます。

【今後の方策】

- 在宅患者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関相互の連携を推進し、訪問看護など在宅患者の状況にあった在宅サービスが実施できるよう在宅療養支援体制の推進をします。
- 在宅医療の情報の提供に努め、利用を推進します。

表 6-1 在宅医療サービスの実施状況

	医療保険による 在宅医療サービス実施						介護保険による 在宅医療サービス実施			
	病 院		一般診療所		歯科診療所		病 院		一般診療所	
豊橋市	13	59.1%	63	32.8%	76	44.2%	9	40.9%	18	9.4%
豊川市	9	75.0%	24	29.5%	38	53.5%	7	58.3%	11	14.1%
蒲郡市	3	100.0%	17	38.6%	27	65.9%	2	66.7%	7	15.9%
田原市	1	100.0%	18	56.3%	19	70.4%	0	0.0%	11	34.4%
医療圏計	26	68.4%	122	35.3%	160	51.4%	18	47.4%	47	13.6%
県	215	65.3%	1,560	42.3%	1,823	55.4%	153	46.5%	472	12.8%

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

注：％はシステムに掲載している医療機関に対する実施率

表 6-2 医療保険による在宅医療サービスの実施状況

		豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	医療圏計
病院	往診	5	5	1	0	11
	在宅患者訪問看護・指導	8	4	1	0	13
	在宅患者訪問診療	4	6	2	0	12
	在宅時医学総合管理	2	2	0	0	4
	訪問看護指示	8	6	3	1	18
診療所	往診	60	23	14	17	114
	在宅患者訪問看護	14	3	4	8	29
	在宅患者訪問診療	39	11	9	14	73
	在宅時医学総合管理	20	6	7	6	39
	訪問看護指示	35	9	6	8	58
歯科	歯科訪問診療	69	38	26	14	147

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

表 6-3 介護保険による在宅サービスの実施状況

		豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	医療圏計
病院	居宅療養管理指導	6	5	1	-	12
	訪問リハビリテーション	6	6	2	-	14
	訪問看護	7	3	1	-	11
診療所	居宅療養管理指導	14	7	6	5	32
	訪問リハビリテーション	1	3	1	-	5
	訪問看護	8	3	2	6	19

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

表 6-4 在宅療養支援診療所の設置状況

豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	医療圏計
9	12	7	6	34

資料：平成 22 年 10 月 1 日（東海北陸厚生局調べ）

表 6-5 医療保険による在宅療養指導の実施状況

	豊橋市		豊川市		蒲郡市		田原市		医療圏計	
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
在宅酸素療法指導管理	10	38	9	11	1	9	0	11	20	69
在宅人工呼吸指導管理	4	4	4	3	1	3	1	2	10	12
在宅気管切開患者指導管理	5	6	4	3	-	3	1	2	10	14
在宅血液透析指導管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
在宅中心静脈栄養法指導管理	4	7	5	4	1	3	1	2	11	16

資料：愛知県医療機能情報公表システム（平成 22 年度調査）

第7章 病診連携等推進対策

【基本計画】

- 病院と診療所の機能分化と相互連携のため、病診連携システムの整備を推進します。

【現状と課題】

現 状

1 医療機関相互の連携

- 平成 21 年度患者一日実態調査によると、当医療圏の一般病床における自域依存率は、全入院数 2,822 人のうち 2,578 人 91.4%と、他医療圏に比べ極めて高くなっています。
- 高度・専門的な特殊診療機能については、医療機関の連携のもとで有効利用が進められています。
- 高度医療機器については、一部で共同利用がされています。

2 病診連携システムの現状

- 各市民病院を含む 8 病院に病診連携室が設置され、各地区医師会会員からの患者紹介などの業務が行われています。(図 7-①、図 7-②、図 7-③、図 7-④、表 7-1)
- 豊川市医師会病診連携室と新城市の地域医療連携室がネットワーク化し豊川地区と新城地区の広域病診連携の体制が平成 21 年 4 月より開始しました。

3 開放病床

- 蒲郡市民病院に開放病床 40 床が設置され、地区医師会に活用されていますが、病床利用率はまだまだ低い状況です。(表 7-2)

4 医療関係者の教育、研修

- 各地区医師会ごとに、医師を始めとした医療関係者向けの学術講演会が行われています。
- 医療圏内の中核的病院を中心に、診療所医師を含めた症例検討会が開催されています。

課 題

- 地域における医療機関の機能や役割に応じて、医療機関が相互に患者の紹介をしていく必要があります。

- 高度医療機器の共同利用をさらに推進する必要があります。

- 紹介・転送方針がある病院の施設割合を高めるとともに、治療継続が必要な退院患者等を他病院・診療所・歯科診療所へ紹介する運営体制の整備が課題です。

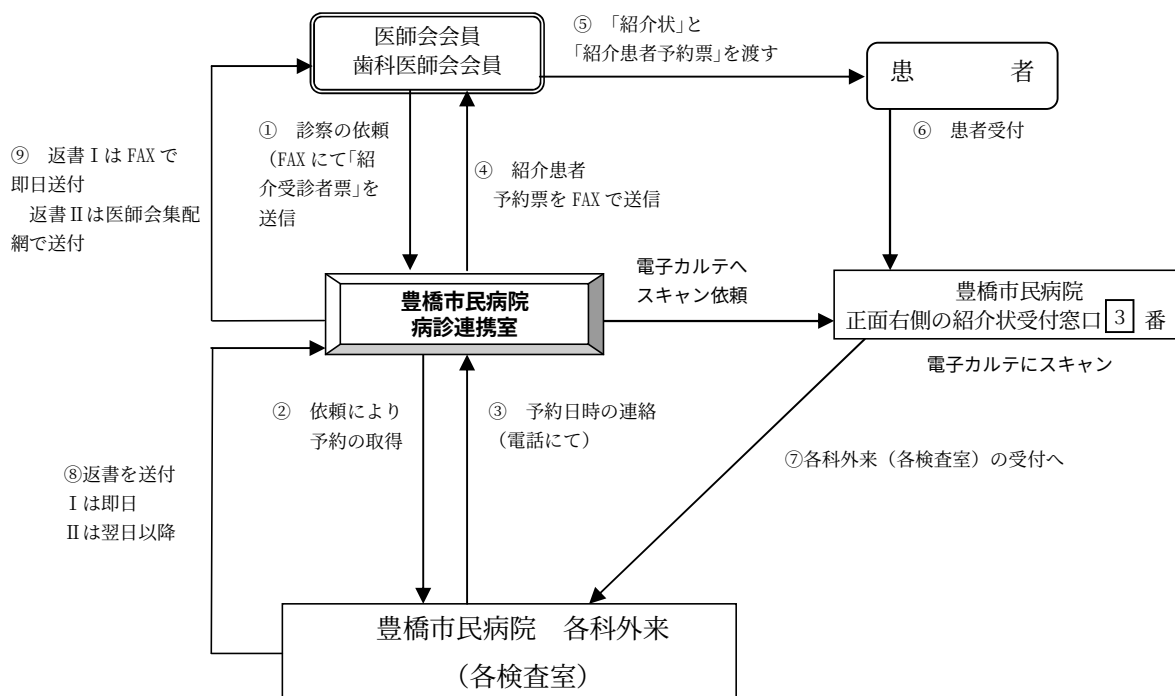
- 広域的な病診連携を更に進め、効果的な役割分担と連携を確保していく必要があります。

- 開放病床の活用について検討する必要があります。

【今後の方策】

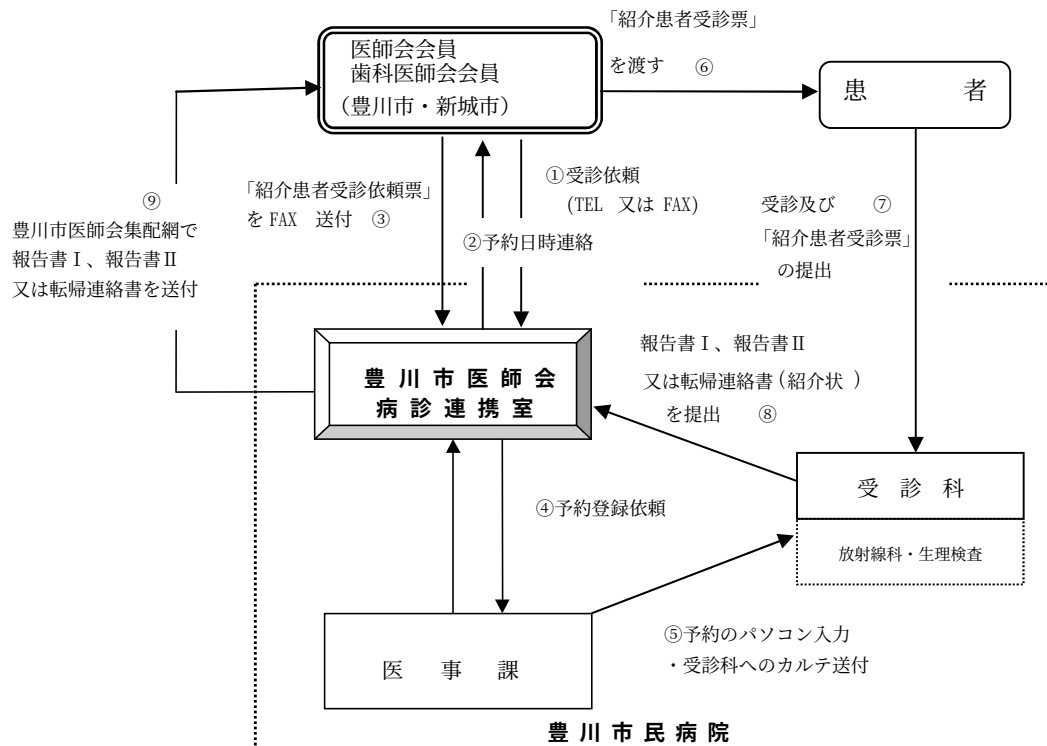
- 医療機関の機能分化と相互連携を推進するため、病診連携システムの整備を推進します。

図 7-① 豊橋市医師会の病診連携システム(平成 22 年 10 月 1 日現在)



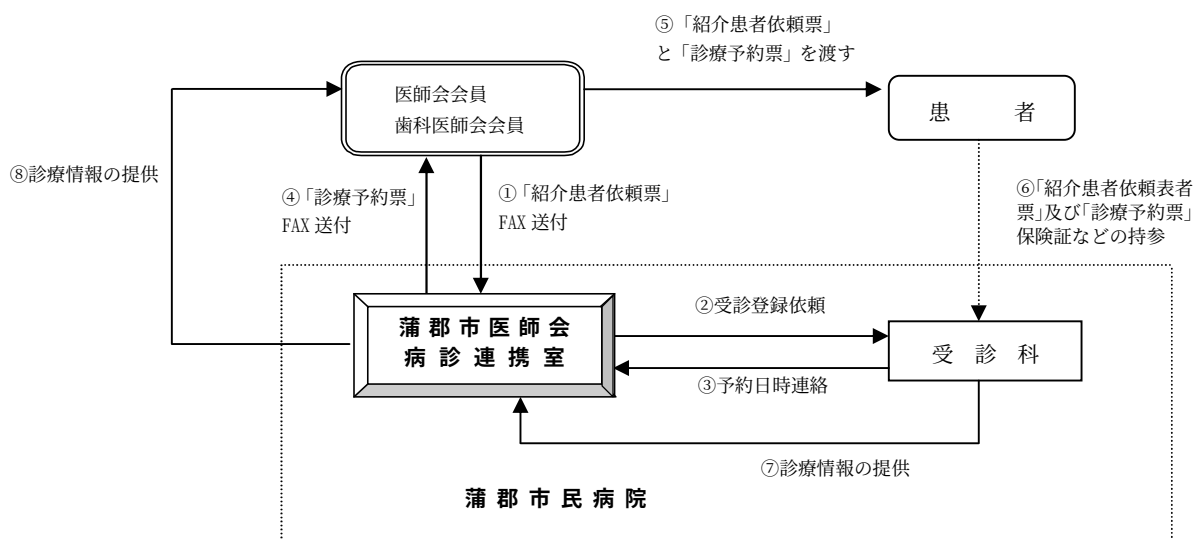
注：（国）豊橋医療センター・成田記念病院・光生会病院においても実施されています。

図 7-② 豊川市医師会の病診連携システム(平成 22 年 10 月 1 日現在)



注：総合青山病院においても実施されています。

図 7-③ 蒲郡市医師会の病診連携システム(平成 22 年 10 月 1 日現在)



注：蒲郡市民病院の開放病床についても同システムが利用されています。

図 7-④ 田原市医師会の病診連携システム(平成 22 年 10 月 1 日現在)

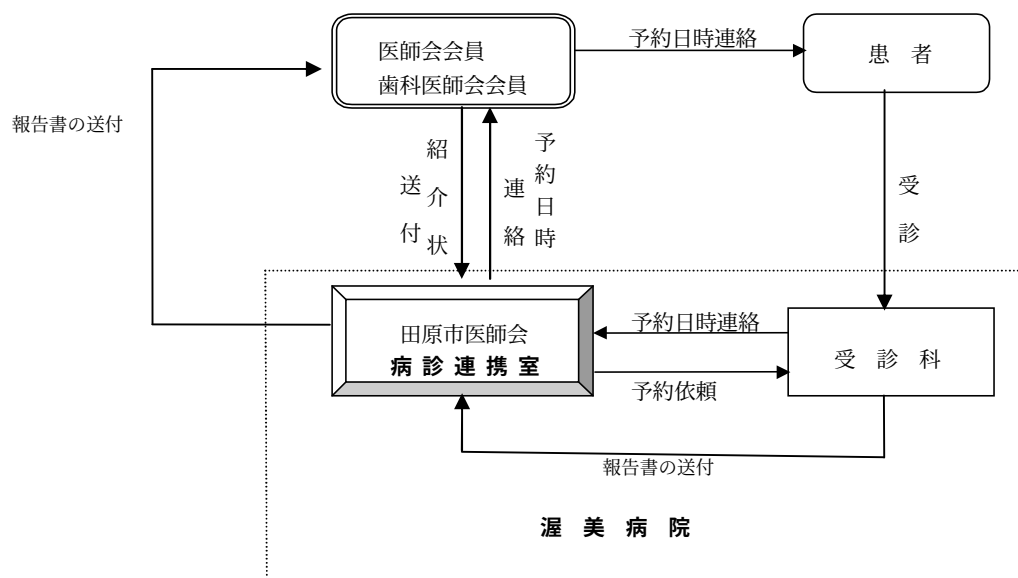


表 7-1 医療圏の医師会病診連携室の利用状況

	年度	豊 橋 市 医 師 会				豊川市医師会		蒲郡市 医師会	田原市 医師会
		豊橋市民 病院	(国) 豊橋医療 センター	成田記念 病院	光生会 病院	豊川市民 病院	総合青山 病院	蒲郡市民 病院	厚生連 渥美病院
受診者数	19 年度	10,986 人	1,955 人	3,503 人	一人	6,545 人	1,070 人	2,731 人	2,601 人
	20 年度	11,178	1,975	3,712	一	6,508	1,230	2,857	2,501
	21 年度	11,101	2,061	3,732	505	6,602	1,528	3,638	2,502

資料：各医師会調査

表 7-2 蒲郡市民病院開放病床の利用状況

年度	病床数	登録医師数	延 患 者 数	1 日当り患者数	病 床 利 用 率
18 年度	40 床	37 人	9,278 人	25.4 人	63.5%
19 年度	40	37	7,667	21.0	52.4
20 年度	40	37	5,350	14.7	36.6
21 年度	40	34	8,221	22.5	56.3

資料：蒲郡市医師会調査

第8章 高齢者保健医療福祉対策

【基本計画】

- 地域住民が生活習慣病や要介護状態に至らないよう予防に重点を置き、関係機関が、各市の行う地域支援事業等の推進を支援していきます。
- 介護保険施設と病院、診療所との連携を図り、高齢社会に対応した高齢者医療の推進に努めます。

【現状と課題】

現 状

1 高齢者の現状

- 医療圏内の 65 歳以上の高齢者人口の割合は県に比較して高くなっています。将来的には医療・介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。(表 8-1)
- 認知症高齢者は増加し、平成 23 年における医療圏内の認知症高齢者は 9,931 人と推計しています。(認知症者推計値は平成 20 年の人口で推計)

2 高齢者医療対策

- 介護療養型医療施設は 10 か所、介護老人保健施設は 14 か所、介護老人福祉施設は 20 か所、医療圏内に整備され、サービスを提供しています。(表 8-2)

3 高齢者保健福祉対策

- 高齢者に対するサービス提供の調整を行う地域支援会議が各市に設置され、また、保健所では保健医療福祉サービス調整推進会議を開催しています。
- 平成 18 年度から、各市において地域包括支援センターが設置され、予防給付、地域支援事業が実施されています。
- 平成 22 年 10 月 1 日現在の地域包括支援センター設置数は 26 か所です。
- 平成 12 年の介護保険の導入以来、要支援・要介護 1 が増加しています。(表 8-3)
- 認知症高齢者を地域で支えるために、認知症サポーターを養成しています。平成 22 年 3 月 31 日現在における圏域の養成数は 8,339 人です。

課 題

- 介護保険施設については、高齢者保健福祉計画に沿った整備を進める必要があります。また、医療圏でのサービス供給体制に偏りが出ないように検討していく必要があります。

- 活動的な 85 歳をめざして、運動機能向上、栄養改善、閉じこもり予防地域支援事業の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

- 関係機関と各市が連携を密にして、高齢者医療が適切に受けられるよう方策を検討します。
- 介護を必要とする高齢者が地域で安心して生活できる体制を検討します。

表 8-1 老年人口

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

区分	総人口 A	65歳 以上人口			比率 B/A(%)	75歳 以上人口			比率 B/A(%)
		男	女	計 B		男	女	計 B	
医療 圏計	705,717	65,613	84,021	149,634	21.2	27,204	42,753	69,957	9.9
県	7,416,873	669,275	828,289	1,497,564	20.2	260,093	397,265	657,358	8.9

資料：「あいちの人口」（愛知県県民生活部）

表 8-2 医療圏の施設サービスの整備状況と目標

区 分	整備状況 (平成 22 年 9 月 30 日現在)		整備目標 (平成 23 年度)
	施設数	施設定員	施設定員
介護療養型医療施設	10	836	
介護老人保健施設	14	1,359	1,359
介護老人福祉施設	20	1,740	1,770

資料：愛知県健康福祉部(高齢福祉課)

表 8-3 市別要介護(要支援)認定者数

(平成 22 年 4 月末日現在(暫定数字))

	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
豊橋市	1,193	1,348	2,541	1,322	1,822	1,504	1,511	1,221	9,921
豊川市	330	600	930	1,113	903	883	715	609	5,153
蒲郡市	243	454	697	554	445	391	403	274	2,764
田原市	111	204	315	295	283	325	345	232	1,795
医療圏計	1,877	2,606	4,483	3,284	3,453	3,103	2,974	2,336	19,633
県	23,750	30,074	53,824	36,207	39,540	32,863	28,180	22,822	213,436

資料：介護保険事業状況報告（厚生労働省）

第9章 歯科保健医療対策

【基本計画】

- かかりつけ歯科医の機能を普及定着させ、8020 を目指した地域の歯科保健対策の推進を図ります。
- むし歯対策および歯周病対策の推進に向けた支援体制を整え、健全な食生活を実践することが出来る環境づくりとしての食育を推進します。
- 生活習慣病対策のための歯科医療の病診連携および診診連携を推進していきます。
- 介護の予防に視点を置いた歯科医師、歯科衛生士による口腔ケアサービスの提供体制を推進します。

【現状と課題】

現 状

1 歯科医療対策

- 歯科診療所数は、人口万対比では 4.7、歯科医師数は、人口万対比では 6.3 と県全体よりも低くなっています。（表 9-1）
- 在宅難病患者や要介護者については、歯科医師、歯科衛生士による在宅訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、居宅療養管理指導、が実施されていますが、県全体よりも低い実施状況です。（表 9-2）
- 心身障害者の歯科診療については、各市民病院、豊橋市こども発達センター、豊川歯科医療センター、蒲郡市休日歯科・障がい者歯科診療所等において、歯科診療が行われており、豊橋市、豊川市、蒲郡市に各 2 か所になっています。

2 むし歯対策および歯周病対策

- 3 歳児のむし歯経験者率は着実に減少していますが県平均よりも高い状況です。（表 9-3）
- 各市では、平成 19 年から 22 年に食育推進計画が策定され、推進が図られています。
- フッ化物洗口の実施率は、幼稚園・保育園 57.9%、小学校では 51.4%と県全体よりも実施率は高いですが、小学校については、豊川市では県全体よりも低い状況です。（表 9-4）
- 自治体の母子保健事業や成人保健事業を実施する歯科診療所の割合は、いずれも 80%を超え、県平均より高くなっていますが、介護予防事業は、10.4 と県全体よりも低くなっています。（表 9-5）
- 糖尿病患者に対する歯周治療の実施状況は 67.9%とほぼ県平均と同じであり、普及が進みつつありますが、糖尿病手帳を用いた医科歯

課 題

- 全身疾患と歯科疾患との関係を住民に広く周知し、かかりつけ歯科医機能について、十分啓発し、かかりつけ歯科医を持つことを積極的に推奨していく必要があります。
- 介護保険、医療保険、健康増進法に基づく健診事業それぞれの関係者間で連携を図っていく必要があります。
- 今後も継続して、歯科衛生士の養成や再就職支援を充実する必要があります。
- より身近な地域で障がい児・者が歯科治療を受けられるよう整備が必要です。
- むし歯予防の重要性を知ってもらうための啓発活動が必要です。
- 食をつかさどる口腔の健康づくりの視点から食育を推進していくため、現状を把握する体制づくりの必要があります。
- 学校歯科保健活動は 2 次予防からフッ化物洗口事業のような 1 次予防に重点を置いた活動への転換が必要です。
- 歯科疾患の発症予防の視点から、自治体が行う介護予防事業をより充実させる必要があります。
- 糖尿病患者をはじめとする医科歯科連携を推進していく必要があります。

科連携や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの患者を医療機関等から紹介を受け、歯科治療を行っている状況は、およそ 50%前後です。

(表 9-6)

- 歯周疾患検診の受診率は、県全体よりも高く、CPI コード 3 の中等度以上の歯周疾患を有する者の割合は、県より高くなっています。(表 9-7)

3 歯科保健情報管理

- 保健所は市、学校の歯科保健データを収集分析し、還元していますが、職域などの情報が不足しています。

- 検診の受診率を上げる必要があります。
- かかりつけ歯科医による定期管理を推進し、歯周病の重症化を減らす必要があります。

- 職域と連携し、歯科保健情報を収集し、歯周病対策を啓発する必要があります。
- 各市に対応した歯科保健事業を推進するに当たり、歯科保健サービスの評価を適切に行う体制づくりが必要です。

【今後の方策】

- かかりつけ歯科医を持つことを積極的に推奨していきます。
- 健全な食生活を実践することが出来る環境づくりとして、食育を推進するための情報が把握できる体制づくりを行います。
- 幼稚園・保育園や学校での保健活動を支援し、集団フッ化物洗口を実施する施設数を増やします。
- 糖尿病連携手帳を用いた歯周病の合併症管理のための糖尿病医療機関との連携を推進していきます。
- 口腔ケアサービスを必要とする者へ、保健・医療の提供が円滑に進められるよう、情報の共有化を図ります。

表 9-1 歯科診療所及び医療機関に勤務する歯科医師・歯科衛生士数(平成 20 年 10 月 1 日現在)

	歯 科 診 療 所		歯 科 医 師		歯 科 衛 生 士	
		万対比		万対比		万対比
医 療 圏	335	4.7	449	6.3	536	7.5
県	3,641	4.9	5,189	7.0	3,054	4.1

資料：病院名簿(愛知県健康福祉部)、医師・歯科医師・薬剤師調査(平成 20 年)

注：歯科衛生士数は、平成 20 年 12 月 31 日現在、愛知県衛生年報(愛知県健康福祉部)

表 9-2 在宅医療サービス、介護保険サービスの実施状況(平成 22 年 3 月 31 日現在)

歯科診療所数		訪問診療 (患者)	訪問診療 (患者以外)	訪問 歯科衛生指導	居宅療養 管理指導 (歯科医師)	居宅療養 管理指導 (歯科衛生士)
医療圏	337	56	41	15	11	7
		26.4%	19.3%	7.1%	5.2%	3.3%
県	3,656	693	282	204	244	114
		29.7%	12.1%	8.7%	10.5%	4.9%

資料：平成 21 年度愛知県歯科医療機能連携実態調査(愛知県健康福祉部)

注：上段は実施施設数、下段は実施率

表 9-3 3歳児歯科健康診査におけるむし歯経験者率の推移

	平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成21年度
医療圏	44.7%	37.5%	32.7%	28.1%	25.3%	22.9%
県	37.7%	31.1%	25.1%	22.6%	19.4%	17.5%

資料：母子健康診査マニュアル報告

表 9-4 フッ化物洗口実施状況

(平成22年3月31日現在)

	幼稚園・保育園			小学校		
	施設数	実施施設数	実施率	施設数	実施施設数	実施率
豊橋市	82	62	75.7%	52	31	59.6%
豊川市	52	17	32.7%	24	4	16.7%
蒲郡市	21	16	76.2%	13	6	46.2%
田原市	23	8	34.8%	20	15	75.0%
医療圏計	178	103	57.9%	109	56	51.4%
県	1,686	381	22.6%	985	278	28.2%

資料：う蝕対策支援事業実績報告（愛知県健康福祉部）

表 9-5 保健事業の実施状況

(平成22年3月31日現在)

	調査対象歯科診療所数（か所）	有効回収歯科診療所数（か所）	保健事業等の実施状況							
			自治体が行う事業				事務所等の委託健診		保健所、市町村職域等が実施する健康教育事業	
			母子健康事業	成人保健事業	介護予防事業	行っていない	行っている	行っていない	行っている	行っていない
医療圏	337	212	185	181	22	15	136	72	114	91
			87.3%	85.4%	10.4%	7.1%	64.2%	34.0%	53.8%	42.9%
県	3,656	2,333	1,762	1,523	302	413	1,380	891	1,311	935
			75.5%	65.3%	12.9%	17.7%	59.2%	38.2%	56.2%	40.1%

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

注：上段は実施施設数、下段は実施率

表 9-6 医療連携体制の状況

(平成22年3月31日現在)

※ 各医療を担う医療機関等から紹介を受け、歯科治療を行っている状況

歯科診療所数		がん	脳卒中医療及び療養支援を行う医療機関との連携	脳卒中損傷機能療法の実施	急性心筋梗塞	糖尿病糖尿病患者に対する歯周治療の実施	糖尿病糖尿病手帳を用いた連携
医療圏	337	106	99	88	98	144	97
		50.0%	46.7%	41.5%	46.2%	67.9%	45.8%
県	3,656	1,222	1,173	1,026	1,146	1,545	1,058
		52.4%	50.3%	44.0%	49.1%	66.2%	45.3%

資料：平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査（愛知県健康福祉部）

注：上段は実施施設数、下段は実施率

表 9-7 歯周疾患検診受診状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

	40 歳			50 歳		
	受診者数	受診率	CPI コード 3 以上の者の割合	受診者数	受診率	CPI コード 3 以上の者の割合
豊橋市	322	26.5%	42.5%	314	26.0%	54.1%
豊川市	619	34.7%	31.3%	215	24.9%	42.3%
蒲郡市	150	12.7%	34.7%	179	18.1%	50.8%
田原市	121	14.3%	24.0%	114	13.1%	43.9%
医療圏計	1,212	24.1%	34.0%	822	20.9%	48.9%
県	5,768	9.1%	28.0%	4,104	9.1%	37.5%

	60 歳			70 歳		
	受診者数	受診率	CPI コード 3 以上の者の割合	受診者数	受診率	CPI コード 3 以上の者の割合
豊橋市	314	23.8%	55.7%	212	27.2%	68.4%
豊川市	378	32.8%	46.0%	294	36.8%	54.4%
蒲郡市	245	17.6%	55.1%	174	20.2%	58.6%
田原市	191	17.5%	46.1%	100	17.8%	54.0%
医療圏計	1,128	22.8%	50.7%	780	26.0%	59.1%
県	5,704	8.2%	44.0%	4,935	10.2%	49.8%

資料：健康増進法による歯周疾患検診実施状況報告（愛知県健康福祉部）

第1節 薬局の機能推進対策

【基本計画】

- 調剤を実施する薬局が「医療提供施設」に位置づけられたことにより、調剤薬局の機能の向上を図ります。
- 薬局における安全管理体制等の整備の推進を図っていきます。
- 一般用医薬品（特に薬剤師のみが扱うことができる第1類医薬品）が適正に選択され、正しく使用されるよう情報提供と相談体制の向上を図ります。

【現状と課題】

現 状	課 題
1 薬局等の状況 ○ 当圏域内の薬局数は311施設、人口万対比では 4.4と県平均3.9を上回っています。（表10-1-1） ○ 休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制が十分ではありません。 ○ 自宅で治療を受けている患者やその家族が薬局に出向かなくても薬が受取れるようになり、在宅医療にも関わるようになっていきます。 ○ 在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分に整っていない現状です。 ○ 麻薬小売業の許可件数は14年度に院外処方の浸透、基準薬局制度の改正により倍増され、その後も増加傾向にあります。（表10-1-2） ○ 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書は整備されていますが、従業者に十分、周知徹底されていない例があります。 2 薬局の役割 ○ 利用者からの医薬品の副作用・有効性等に関する相談が年々増加の傾向にあります。 ○ 適切な情報提供及び相談応需のための配慮が十分でない薬局があります。 ○ 「かかりつけ薬局」の定着が普及していません。 ○ お薬手帳の活用が十分ではありません。	○ 薬局が連携して休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制を構築する必要があります。 ○ 在宅医療を行う診療所や訪問看護ステーション・居宅介護支援所等との連携のもと、訪問薬剤管理指導業務・居宅療養管理指導業務を通じて在宅医療に積極的に取り組む必要があります。 ○ 終末期医療への対応として、麻薬小売業許可を取得し、医療用麻薬の供給をしやすい環境整備を一層進める必要があります。 ○ 安全管理体制等の整備を支援する必要があります。 ○ 相談機能や薬歴管理、服薬指導の充実強化など、薬剤師の研修を含め、薬局の機能強化を図る必要があります。 ○ 利用者のプライバシーの確保が求められます。 ○ 重複服用防止のために「かかりつけ薬局」、「お薬手帳」の推進に努める必要があります。

【今後の方策】

- 薬局が医療計画に基づいた医療連携体制へ積極的に参画するよう支援していきます。
- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書を配備して、薬局の資質の向上を図るとともに安全管理体制を構築していきます。
- 「かかりつけ薬局」を育成し、住民への普及、定着を図ります。
- お薬手帳等を通じて、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 利用者のプライバシーが確保される相談の環境整備の促進を図っていきます。
- 終末期医療への貢献として、在宅医療への取組み等を支援します。

表 10-1-1 薬局・薬剤師数

	薬局数		薬剤師数	
		万対比		万対比
豊橋市	158	4.2	354	9.4
豊川市	81	4.4	178	9.7
蒲郡市	52	6.3	92	11.2
田原市	20	3.0	40	6.0
医療圏計	311	4.4	664	9.4
県	2,928	3.9	7,106	9.9

注 1：薬局の数は平成 22 年 3 月末時点の数

注 2：薬剤師数は平成 20 年 12 月 31 日現在の薬局開設者、法人の代表者、薬局の勤務者のみ計上

注 3：人口は平成 21 年 10 月 1 日現在

表 10-1-2 麻薬小売業許可件数

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
豊橋市	77	84	86	88	86
豊川市	96	100	99	98	98
蒲郡市					
田原市					
医療圏計	173	184	185	186	184
県	1,431	1,482	1,535	1,539	1,628

注：麻薬小売業許可件数は、毎年度末時点の数

第2節 医薬分業の推進対策

【基本計画】

- 医薬分業について地域住民等への普及啓発を進めるとともに、かかりつけ薬局の育成及びその体制強化に努めます。
- 医薬分業を有効に機能させるために必要な医薬品の備蓄、休日・夜間の調剤体制の確保など、基盤整備のため、具体的方策について関係者間で検討します。

【現状と課題】

現 状

- 1 保険薬局等の状況
 - 薬局数は311施設、人口万対比では4.4でそのうち保険薬局数は291施設、人口万対比では4.1と県平均を上回っています。(表10-2-1)
- 2 医薬分業の状況
 - 医薬分業率については、57.0%(平成22年3月現在)で、県平均55.2%をやや上回っています。(表10-2-2)
 - 院外処方せんを発行している医療機関は、病院は増加していますが、診療所、歯科診療所のいずれも、減少しています。(表10-2-3)
 - 夜間の院外処方せんの受入れ体制が不十分です。
- 3 医薬分業の計画的推進
 - 各地区薬剤師会と地区医師会・歯科医師会、病院との間で、個別に医薬分業に関する協議がなされています。
 - 保健所での関係機関等の調整及び薬局への指導の強化が行われています。

課 題

- 医薬分業のメリットを発揮させるため、さらに地域でのかかりつけ薬局を増やしていく必要があります。
- 院外処方せんを受け入れる薬局の割合をさらに高めていく必要があります。
- 休日・夜間の調剤等について体制整備を図っていく必要があります。
- 医薬分業の意義やその内容及びかかりつけ薬局等について、地域住民や関係者への一層の普及啓発を進める必要があります。

【今後の方策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会との薬剤供給体制のネットワークの構築に向けて検討していきます。
- 医薬分業の意義やその内容等について講習会等を通じて地域住民や関係者への一層の普及啓発に努めます。
- かかりつけ薬局の育成を推進します。

表 10-2-1 薬局・保険薬局数

	薬局数	(万対比)	保険薬局数	(万対比)
医療圏	311	(4.4)	291	(4.2)
県	2,928	(3.9)	2,693	(3.9)

注：「薬局数」、「保険薬局数」は、平成22年3月31日現在。注2：人口は、平成21年10月1日現在

表 10-2-2 医薬分業率の推移 (％)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
医療圏	52.3	53.0	56.3	56.7	56.8	57.0
県	46.8	48.5	51.8	53.2	53.7	55.2

資料：社会保険診療報酬支払基金調査・国保連合会調査

表 10-2-3 院外処方せん取扱施設割合

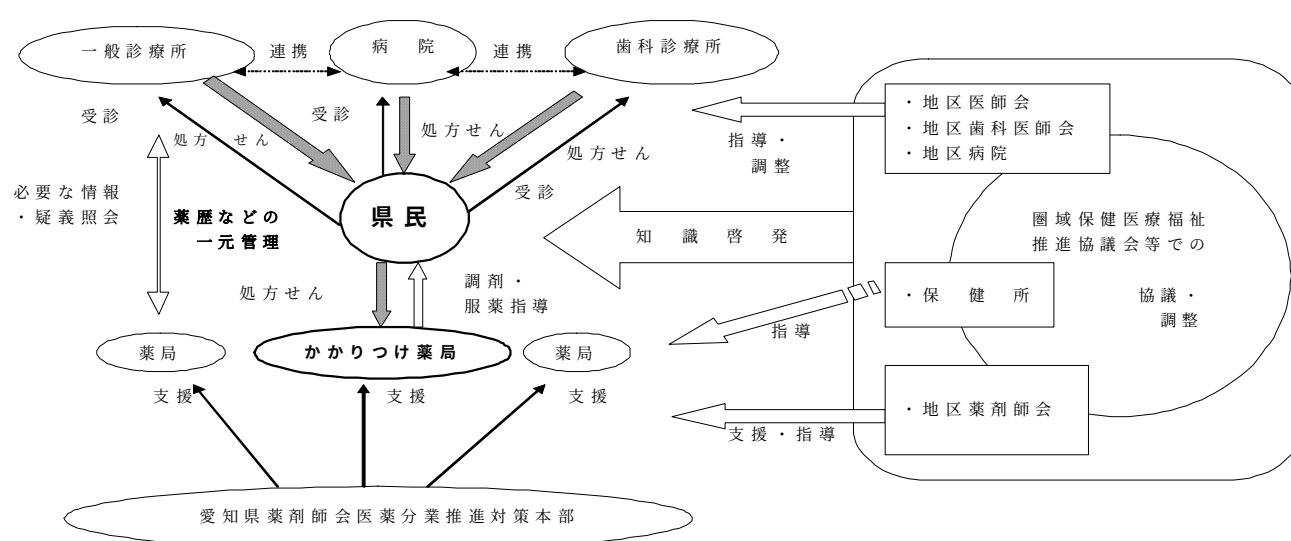
	区分	全施設数	取扱有り		前年同期(％)
			取扱施設数	割合(％)	
医療圏	病院	38	24	63.2	57.9
	一般診療所	457	167	36.5	38.5
	歯科診療所	337	60	17.8	18.5
	保険薬局	315	291	92.4	97.6
県	病院	332	182	54.8	55.7
	一般診療所	5,113	1,925	37.6	38.0
	歯科診療所	3,655	541	14.8	15.0
	保険薬局	2,960	2,693	91.0	90.2

資料：病院名簿（愛知県健康福祉部）、社会保険診療報酬支払基金・国保連合会調査

注 1：病院、一般診療所、歯科診療所の全施設数は、平成 21 年 10 月 1 日現在

注 2：保険薬局数は、平成 22 年 3 月現在

〈医薬分業推進事業の体系図〉



【解 説】

- 医薬分業は地区医師会、歯科医師会、薬剤師会が中心となって推進しています。
- 保健所は県民に対し、医薬分業に関する知識啓発を行っています。

第 11 章 精神保健医療福祉対策

【基本計画】

- 増加が著しい自殺に関与しているといわれているうつ病などの精神疾患を抱える者に適切な医療を提供するために、精神科医療機関とその他の医療機関（かかりつけ医）との圏域内での連携強化を促進します。
- 精神障害者の社会復帰の推進を図り、地域移行支援の中での精神障害者の位置づけを明確にして精神科医療機関と地域関係機関との連携を図ります。

【現状と課題】

現 状

- 1 自殺の現状
 - 自殺者数は表 11-1 のとおりです。
- 2 気分（感情）障害の現状
 - 自立支援医療「精神」の内の診断名が「気分（感情）障害」の者は年々増加しています（表 11-2）。この気分（感情）障害の中ではうつ病エピソード（国際疾病分類 10 版による）が大半を占めています。
- 3 精神科医療の現状
 - 精神病床を持つ医療機関は 6 箇所あり、1,612 床です。
 - 精神科外来診療を行っている医療機関は上記 6 箇所の医療機関の他に病院 7 箇所、診療所 12 箇所があります。（表 11-3）
 - 平成 22 年 3 月現在、緊急時の応急入院制度による指定病院は、医療圏内にはありません。
- 4 病院、診療所におけるうつ病の現状
＜一般医療機関＞
 - 平成 20 年 7 月の 1 週間の診察内で、うつ状態と思われる患者があった医療機関は 204 施設の内 85 施設(41. 7%)でした。その内、16 施設（7.8%）で精神科に紹介しています。（表 11-4）
 - これまでに診察した全患者のうち、その後、自殺既遂または未遂をした者のいた医療機関は 60 施設（27. 1%）ありました。（表 11-5）
 - うつ状態・うつ病の患者を精神科や心療内科の専門医に紹介する際に困ることとして、「紹介先を見つけること」や「患者や家族に説明・了解を取ること」がありました。
 - 日常の診察の中で、うつ状態があった場合、半数以上の医療機関が診断や治療、対応について困っていることがわかりました。（表 11-6）

課 題

- 自殺対策としてうつ病等の精神疾患対策の推進が求められています。
- うつ病等の治療体制の充実が必要となっています。
- 医療圏内に応急入院指定病院が必要です。
- 専門医療機関への紹介ルートの確保が求められています。
- 当医療圏内でも精神科以外の医療機関がうつ病等について学ぶ機会の充実が求められています。

<精神科医療機関>

- 精神科医療機関ではここ2～3年でうつ病患者の他科からの紹介が増加している医療機関が9施設(56.3%)あり、特に直近の1ヶ月間では内科からの紹介件数が最多となっています。(表11-7)

5 精神保健福祉対策

- 平成20年度における入院中の精神障害者(受入条件が整えば退院可能な患者)の地域移行については社会復帰促進(地域生活支援)事業を利用して退院したものは4人でした。(表11-8)
- 市や相談支援事業所(圏域内12ヶ所)で精神障害者の相談支援を実施しています。(表11-9)
- 相談支援事業所等から服薬や関わり方等に関して、医療との連携を深めたいという意見がでてきています。また、医療関係者からも地域の社会資源等の現状等が把握できない状況があり、相互の連携が十分ではないという声が上がっています。

- 精神科及びそれ以外の医療機関との相互交流が求められています。

- スムーズな入院から地域生活への一貫した支援体制の整備が重要となってきています。

- 障害者自立支援法を踏まえ、医療機関と自立支援協議会の顔が見える関係づくりと連携の強化(情報共有化等)が求められています。

- 在宅者の支援体制整備の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

- 一般医療機関と精神科医療機関において、うつ病などの精神疾患に関する情報及び課題の共有を図り、相互理解と協力関係を推進します。
- 精神科医療機関と市や相談支援事業所との連携を図ることにより、障害者自立支援法に基づく精神障害者の社会復帰の促進を図り、地域移行を推進します。

表 11-1 自殺者数の年次推移

	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
豊橋市	72	51	70	82	86	71	77	73	62	69
豊川市	29	42	30	33	26	41	33	23	38	36
蒲郡市	20	19	10	24	22	20	18	14	16	17
田原市	14	13	13	20	15	19	15	10	18	13
医療圏計	135	125	123	159	149	151	143	120	134	135
県	1,444	1,418	1,432	1,566	1,432	1,466	1,455	1,415	1,441	1,512

資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部）平成21年人口動態統計

表 11-2 気分（感情）障害の患者数の年次推移

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
豊橋市	1,112	1,317	1,606	1,774	1,894
豊川市	514	672	677	841	879
蒲郡市	202	233	210	278	294
田原市	96	103	110	161	178
医療圏計	1,924	2,325	2,603	3,054	3,245

資料 豊川保健所事業概要（「公費負担通院患者」の内診断名が気分（感情）障害である者）
豊橋市精神保健福祉集計（平成 19 年以後は年度末集計）

表 11-3 精神科医療機関数

	精神病床のある病院	精神科外来のある病院	精神科外来のあるクリニック
豊橋市	5	5	10
豊川市	1	1	1
蒲郡市	0	1	1
田原市	0	0	0
医療圏計	6	7	12

資料 平成 21 年度 福祉ガイドブック(愛知県健康福祉部)

表 11-4 一般医療機関でのうつ病受診状況（一般医療機関調査）

うつ病患者数	0 人	1-10 人	11-20 人	21-30 人
医療機関数	119(58.3%)	78(38.2%)	6(2.9%)	1(0.5%)

資料 豊川保健所調査（平成 20 年度うつ病予防対策に関するアンケート調査）

表 11-5 自殺既遂または未遂をした者（一般医療機関調査）

自殺既遂または未遂をした者	いた	いない	不明	無回答
医療機関数	60(27.1%)	103(46.6%)	53(24.0%)	5(2.3%)

資料 豊川保健所調査（平成 20 年度うつ病予防対策に関するアンケート調査）

表 11-6 一般科医がうつ病患者の対応で困っている問題（一般医療機関調査）

困っている問題	ある	ない	不明
診断に関すること	149(67.4%)	67(30.3%)	5(2.3%)
治療に関すること	143(64.7%)	68(30.8%)	10(4.5%)
その他の対応に関すること	111(50.2%)	101(45.7%)	9(4.1%)

資料 豊川保健所調査（平成 20 年度うつ病予防対策に関するアンケート調査）

表 11-7 他科から精神科医療機関への紹介状況（精神科医療機関調査）

紹介件数	増えている	変わらない	減っている	まったくない
医療機関数	9(56.3%)	7(43.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)

資料 豊川保健所調査（平成 20 年度うつ病予防対策に関するアンケート調査）

表 11－8 入院中の精神障害者（受入条件が整えば退院可能な患者）の地域移行状況

	社会復帰促進（生活支援）事業を利用したもの		社会復帰促進（生活支援）事業を利用しないもの	
県・圏域区分	県全体	圏域内	県全体	圏域内
退院者数	32 人	4 人	356 人	37 人

資料 平成 20 年度入院中の精神障害者の地域生活移行調査

表 11－9 市及び相談支援事業所における精神保健福祉の相談支援実施状況

		豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市
市の支援	相談	595（369）件	1488（428）件	445（60）件	148（ 42）件
	訪問	388（144）件	302（61）件	70（21）件	330（180）件
事業所の支援	相談	2560（1482）件	491（58）件	462（19）件	150（ 25）件
	訪問	2601（ 914）件	215（30）件	371（12）件	38（ 27）件

資料 平成 21 年度精神保健福祉業務状況

＊（ ）は実件数、豊橋市は自立支援関係分のみ計上

第12章 健康危機管理対策

【基本計画】

- 医療機関を始め関連機関との連携を強化し、健康危機の発生を未然に防止できるよう平時における情報収集及び情報分析の体制整備を図ります。
- 健康危機事象について住民や事業者等に意識啓発していきます。

【現状と課題】

現 状

- 1 健康危機の範囲
 - 原因不明の健康危機、生物テロ、SARS、新型インフルエンザ等の重大健康危機、感染症、結核など12事象が想定されます。（表12-1）
- 2 健康危機管理体制の整備
 - 健康危機管理手引き書を作成し、関係機関に配備するとともに連携を図っています。
 - 情報収集や調査活動等にあたっては、警察機関、消防機関を始めとする関係機関と緊密な連携をとり協力体制を確保しています。
 - 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。
- 3 平時の対応について
 - 各種法令に基づき通常の監視指導を行っています。
 - 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域機動班による監視指導を行っています。
 - 発生が予測される健康危機については、個別対応マニュアルを整備しています。
 - 有事に備え職員に対する研修を定期的実施しています。
- 4 有事対応について
 - 被害の状況を把握し、被害者に対する医療提供体制の確保を図っています。
 - 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。
 - 重大な健康被害が発生し、もしくは発生の恐れがある場合は危機対策本部を設置します。
 - 健康危機発生状況及び防疫措置等について県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。

課 題

- それぞれの事象に対するマニュアルの整備が必要です。
- テロや大規模な自然災害などの経験することの極めて少ない健康危機管理分野の対応については不安があります。
- 危機管理体制の整備では常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所、科学捜査研究所等）の連携の充実を図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制については、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 関係機関との連絡会議の開催及び健康危機発生時の連絡体制、役割分担の連携体制を充実する必要があります。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、健康危機に対する対応能力をさらに高めていく必要があります。
- 命令指揮系統及び情報の一元化に努める必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりを構築する必要があります。
- 地域住民の健康被害の拡大を防止する連携体制の強化に努める必要があります。

5 事後対応について

- 健康診断、健康相談を実施することとしています。
- 有事の対応状況の評価のため調査研究を実施する体制が整備されていません。
- PTSD対策を始め、被害者等の心の健康を保つため、身近な地域における相談体制を充実させる必要があります。
- 調査研究体制の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

- 平常時においても医師会、歯科医師会等関係機関等と連絡会議を開催し、情報の収集及び共有化に努めるとともに、ネットワークの構築を図ります。
- 保健所の機能強化を図るため、職員の研修や訓練を実施するなど、人材育成に努めていきます。
- 保健所の食品安全課及び生活環境安全課に設置されている広域機動班の機能を強化し、平時における監視指導を更に充実させるとともに、講習会等を開催し住民や事業者に対しても健康危機事象について啓発活動に努めます。

表 12-1 健康危機の範囲

項 目	内 容
①原因不明健康危機	(最近の事例・スギヒラタケの食中毒)
②災害有事・重大健康危機	地震・台風・津波・火山噴火等 生物テロ・SARS・新型インフルエンザ等
③医療安全	医療機関での有害事象の早期察知・判断等
④介護等安全	施設内感染・高齢者虐待等
⑤感染症	感染症発生時の初動対応等・必要措置
⑥結核	多剤耐性結核菌対応等
⑦精神保健医療	措置入院に関する対応・こころのケア等
⑧児童虐待	身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト等
⑨医薬品医療機器等安全	副作用被害・毒物劇物被害等
⑩食品安全	食中毒・医薬品成分を含むいわゆる健康食品等
⑪飲料水安全	有機ヒ素化合物による汚染等
⑫生活環境安全	原子力災害・環境汚染等

